

第40回定期大会議案書

時 1997年 9月 6日(土)

午前8時

所 大阪亜鉛 食堂



全国金属機械労働組合
大阪亜鉛支部

第40回大阪地方大会案書

（土）日8、月9、年7001 朝

朝日新聞

大阪府 大阪府会 会堂



表紙写真 第68回大阪地方メーデー

大会次第

- 一、開会の辞
- 二、議長挨拶、書記任命
- 三、資格審査発表
- 四、議事日程発表
- 五、委員長挨拶
- 六、来賓挨拶
- 七、祝電披露
- 八、議事
 - ① 一九九七年度経過報告
 - ② 一九九七年度会計報告
 - ③ 一九九七年度監査報告
 - ④ 一九九八年度運動方針（案）
 - ⑤ 一九九八年度予算（案）
 - ⑥ 一九九八年度役員について
- 九、新旧役員挨拶
- 一〇、議長退場の辞、書記解任
- 一一、閉会の辞、頑張ろう三唱

全国金網会 大阪府会 大阪府会 大阪府会 大阪府会
大阪府会 大阪府会 大阪府会 大阪府会 大阪府会



目 次

○1997年度経過報告	2
1 96秋季年末斗争	3
2 97春斗	27
3 97夏斗	41
4 年間総括	54
○専門部活動報告	61
1 教宣部	61
2 組織部	61
3 文体部	62
4 厚生部	62
5 青婦部	63
○統制委員会報告	64
○1997年度役員	74
○運動方針案	77
○1998年度予算案	80

一九九七年度経過報告

一 はじめに

この一年間は、「職場存続ができるか、それとも、職場消滅か」の間で、大きくゆれ動いた。

昨年の定期大会の直前での企業問題の表面化、昨年一月の二度目の倒産・和議、そして和議成立させる上での諸問題の発生と、めまぐるしく動く事態の中で、「職場存続、働く者の生活確保」の一点のために労働組合として全力をあげた。

金属機械の単産としての全面支援、大阪労働金庫のかわることない協力体制、などの中で、職場がひとつになり、目の色をかえた取り組み（受注・生産確保への全力投球、債権者との必死の攻防、など）の結果、とりあえず、職場消滅の危機を脱し、和議成立の入口・和議開始決定（七月二二日）の段階まで到達することができた。

今、この一年間をふりかえり、これからの和議成立・遂行を念頭に置いて、「我々の生活確保・向上のため

めに何をすべきか」「和議下での職場再建をいかにすすめるべきか」など、労働組合の原点にたつて検討を大いにすべき時である。

二 九六秋季年末闘争

定期大会を目前にした八月下旬、企業問題が表面化し、和議倒産に至る一月二〇日まで、職場存続・生活確保のための必死の闘いが取り組まれた。

貸金確保を第一義におき、八月末の貸金確保のための支部闘争資金を担保にした四三〇〇万円の借り入れの実行を手初めに、様々な資金手立てに労働組合として従前以上の取り組みをせざるを得ない状況であった。秋季闘争の取り組みのなかで（全員集会、職討、など）企業問題の解決のために全力をあげるとの意思統一をおこないながら、一〇月九日に秋闘の要求確立を行なった。

九六秋闘要求

一、企業基盤の安定化・充実に向けて

全力を傾注すること

①九五秋季年末争で示された中期方針（三年間で過去四年の赤字を消す）を点検し、新方針を提起す

ること

②「三五〇〇トン生産（受注）三一〇〇トン損益分

岐点目標」実現につとめること

・メッキ単価の向上、経費節約に全力をあげること

・借入金に依存する体制から早期に脱却すること
・流出した資金の回収に努めること

③昨秋来の各種交渉、検討会の確認事項を早期に実施、あるいは、充実すること

（確認事項の主なもの）

・人員の適正配置（定員制についてのとりあえずの合意、など）

・役員の役割、責任の明確化

・職場の若がいり、役職者の若がいり

・仕上レイアウトを目にみえる形で効果があがるよう完遂すること

・シロ在庫の縮少

・不必要な時間外労働の排除

・事務所部門は時間外労働ゼロをめざす

・間接作業部門の作業見直し

二、週四〇時間法制に対応するために、

組合（案）に基づいて検討すること

①企業基盤の安定化・充実につながるよう対策を検討すること（生産性アップ、など）

②時間外労働・休日労働に関わる三六協定を遵守すること

・三六協定に関わるガイドライン（一九九六年五月二〇日まで）にかわる目標を示すこと

一九九六年五月二〇日までのガイドライン

現業 男 二、五H/日 五〇H/日

女 二H/日 三三H/日

事務所 男 二、五H/日 二〇H/日

女 二H/日 二〇H/日

公休出勤は一回/月以内

③アルバイト、協力会社の仲間に不利益にならない措置を講ずること。

三、有給休暇積みたて制度をつくること

四、この間の未実施事項を実施すること

①素材の整地

②メッキ待機室の移転（クーラー設置の件）

有給休暇積み立て制度

① 積みたて制度は、就業規則第三八条の定めにより消滅する有給休暇のうち、一定限度の積みたてをする制度をいう。

従って、この制度による有給休暇は労働基準法で定める年次有給休暇とは別扱いのものである

② この制度は、私傷病による長期療養などに活用することを目的とする。

③ 積立は、累計三〇日を限度とし、毎年一月更新時において消滅する有給日数のうち、五日を限度として積み立てることができる。

④ 積み立て有給休暇は次の場合に使用できる。使用限度日数も以下の通りとする。

一、私傷病のために連続した七労働日以上の休暇を必要とする時

使用限度日数三〇日

二、長期療養欠勤者（前年の出勤が八割に満たないもの）が、復職後、有給休暇がない場合

使用限度日数一五日

三、積みたて有給休暇を一〇日以上保有するものが、一定期間毎に、かつ計画的に心身の健康および体力の維持増進を図るため休暇を必要とする時。

二年に一回、一回につき連続五

日以内。

尚、有給休暇との連続使用は認めない。

* 但し、一、二については就業規則第三八条に定める前年度の繰り越し分を全て充当した後、使用できる。

九六秋闘職討資料

労働組合としての力量を發揮し、

構内で働くものの生活と権利を守り、

我々の手で職場を支え、

職場の存続・安定・充実に向けて全力をつくそう

① 企業問題の発生について

八月下旬から、職場の再倒産につながりかねない

「企業問題」が発生した。

引き金になったのは、コムソン社の債権回収の動きであった。

コムソン社とは、昨年七月以来、大森グループの撤退の後を受けて、協力の関係にあったので、「寝耳に水」の出来事であった。

この危険な動きについては、九月一日（日）、九月一八日（水）の二回にわたる組合とコムソン社との交渉によつて、「大阪亜鉛の職場をつぶすボタンを押すことはしない」との確認がとられ止めることができた。支部、港、本部が参加した交渉での約束である。

さて、なぜ、このような企業問題が発生したのか。

第一の原因は、会社が、六月下旬からキザシの見えたコムソン社の動きについて、組合に対して包み隠さず説明・報告していなかったことにある。

八月下旬の段階で「どうしようもなくなつた」という事態の中ではじめて報告があつたということである。「揺るぎない労資関係」という中味が問われようというものである。

六月の時点で報告があれば、その時点での対策が可能であり、これほど大きな問題にはなりえなかつた。

第二の原因は、根本問題であるが、九二年からの赤字状態が解消できていないことにある。

企業資金を借りる銀行がないのに、「赤字、赤字、……」で職場が将来にわたって存続するわけがないということだ。これまで、存続するには、もちろん職場の頑張りが一番のことであるが、いろいろな無理をしているということである。この無理のツケが表面化したということである。

② 「企業問題」を解決する方向性について

まず、第一に支部の力量を高めることが必要であり、絶対条件であるということである。

構内で働く者の過去、現在、そして未来に関わる生活と権利を守り抜くためである。

過去というのは、退職した人の未払い退職金であり、我々の未払い一時金、賃金の確保のためなどである。

この中で、現に働く者の生活と権利を守りぬくというのが第一義であるというのはいうまでもない。

そして、いかなる事態になつても職場を守り、職場を動かしていくために、支部の力量をしっかりとっていくことが重要だということだ。

会社更生法下での再建闘争で、「一切の合理化を認めない」「労働運動の領域拡大」の取り組みを行ってきたが、今の問題にそくした取り組みの継承が必要である。

そして、第二に、これが一番のポイントであるが、一日も早く黒字体制への転換をはかる努力を引き続き行なうことである。いつまでたつても赤字ということでは誰からも相手にされなくなるであろう。

当面は、存続するための無理を少しでも解消する努力を行なう。例えば、現在の犠牲はあつても、無理な借金を止めていくことが必要である。

当然のことながら、信頼のおける企業経営の確立を今まで以上に求めていく。

そして、第三に、今ぶち当たっている「企業問題」の解決は、支部の主体性に確立の上に、上部（港、南、本部）の協力があつてこそはじめて実りあるものになるということである。そして、大阪労働金庫の協力も

しかりである。

労働運動としての取り組みが必要であるということである。

③ この間の経過をふりかえって

・更生終結まで（一九〇一年一月）

二一年前の倒産（七五年四月）から一〇年間は赤字が続いた。更生計画認可（七九年二月）からは、倒産時の借金を払い始めることになり、職場としても一番厳しい時期であった。

社宅の売却攻撃や、度重なる賃金遅配などが続いた。

この中で、組合として、「領域拡大」の取り組みを進め、労働者主体の再建闘争を押し進める中で、一九八五年から黒字体制へと転換させることができた。

当初更生計画は六年の計画であったが、種々の問題を判断して、終結時期を延長させながら、その間に、企業の体制確立に組合としては全力を上げることになった。

倒産以降の累積借金を棚上にしたたり、長期で分割す

るなど、終結後の企業運営の負担を軽減させることに力を注いだのである。

・更生終結以後

八五年からの黒字体制は、八年続いた（九一年まで）バブルの崩壊、不況の中で、九二年から赤字へと転落した。

更生終結（今後の更生の道）の条件は、黒字の中で倒産以降の累積借金を長期にわたって少しずつ返していくということであった。

赤字への転落の中で、この長期分割返済の債務も当然のことながら足かせになり、それにとどまることなく、新たな借金も発生することになった。

九二年	四二五八
九三年	一一九一一
九四年	五九七七
九五年	一 二七八八

経営陣もこの間幾度か入れ替わった。会社更生法下の役員は、二年前（九四年）の時点で退任するか、後景に退いた。

また、この二年間は、ご承知の通り、経営のトップが二転、三転した。昨年三月、山陽の倒産にともなう打撃もこうむった。

そして、この間、四度にわたる合理化提案をめぐるやり取りがあった。

しかし、結果的に、組合としての合理化への必死の対応、など、職場再建への努力が行なわれたが、実を結ぶことがなかった。

④ 企業の現状について

昨年（九五年）一～八月と今年を比較すると

・良くなった点

一 生産量（受注量） 約三〇〇トン／月 増えた（今年 三四六九トン）

二 あら利益の段階で良くなっている。

・悪くなった点

一 メッキ単価が低い。昨年七月以降の低迷から脱していない。

二 経常利益で悪くなっている。利息などの費用が増えている。今年四月からひどくなっている。

企業状況は、昨年と比べても良くなったとはいえない。しかし、受注が好調であることが、メッキ単価が良くない点もカバーしてあら利益の段階では、少しではあるが、良くなっている。大きな前進でもないし、決定的な改善でもないが、「希望」である。

④ 具体的な提案

一 九五秋季年末闘争、年初の申し入れ、四月の申し入れを踏まえて、企業・経営に関わる問題点を九六秋闘要求としてまとめる。

二 各種検討会、TQC委員会などの場を活用し、黒字体制への転換に向けた討議、実行を進める。

三 九六秋闘での職討で、職場の改善、改革案を討議し、要求としてまとめる。

四 これ以上の借金をしないための経営努力をさせること前提にして、徹底した経費節約をはかる。

五 職場の存続のために

九月末に二割の賃金遅配が発生した。田中機械支部から三〇〇〇万円の賃金資金を借り入れる協力を頂いた上での遅配であった。

一〇月二一日、一八日、二四日と秋闘交渉をもちながら、過程で、本部、港も入って三者交渉も設定し、企業問題の解明・処理を全力をあげた。

しかし、一〇月、十一月そして十二月と賃金遅配の上で二回、三回の分割払いの状態が続いた。

こうした中で、一時金は生活資金としての権利として、一〇月二六日要求を確立した。

十一月四日に一時金要求を提出し、十一月一二日には職場委員も交渉に入り、企業問題などの秋闘の継続問題とあわせて取り組みを行なった。

九六年末一時金要求

一、要求金額 九五万円

(港ブロック統一要求額)

二、配分 一律一〇〇%

三、支給日 十一月二四日(土)

四、日程

一〇月二三日(水) 拡大委員会

二四日(木) 九六秋闘第二回回答交渉

一〇月度賃金資金交渉

二五日(金) 夜勤者集会 二〇時

二六日(土) 臨時大会 定時から

二七日(日) 秋まつり

二八日(月) 南地協幹事会

三〇日(水) 九六年末一時金要求日

ブロック会議

(十一月)

一日(金) 映画「月桃の花」

二日(土) ハイキング部 宇賀溪谷
カメラ部 黒部、など

三日(日) 労金 みかん狩り

一時金要求大会での説明資料

秋闘闘争についての中間報告

一〇月二一日(金) 秋闘 要求日

一四日(月) 部課長交渉

一七日(木) 第一回 回答日
二四日(木) 第二回 回答日

・企業の存続、安定、充実に全力を

① 社内で働く者の生活と権利を守る。

生活相談などの取り組み(貸付金、な
ど)を強める

② 職場の改善・改革策をもちよって一日

も早い黒字体制の確立をはかる

③ 各種の検討会、会社サイドの班長会議、

TQC委員会などを持続的に活発に行
なう

④ 支部の主体性を強化し、三者(本部、

南、港)との協力関係を更に発展させ、

北本修二弁護士との協力も得ながら、単
産の力をバックにして解決前進をはか
る。

(この間の取り組み)

・三者交渉(本部、港、支部)

九月 一日(日)

九月 六日(金)

一〇月二一日(金) (九六秋闘
要求日)

一〇月二二日(土)

一〇月二六日(木)

・四者協議(本部、港、北本弁護士、
支部)

一〇月 八日(火)

・対コムソン交渉

九月 一日(日)

九月 一八日(水)

・大森前会長との話

九月三〇日(月)

一二月五日の資金不足の山を地域の支援を得て越え
るなどの「職場が生きる」ための努力を必死に行なっ
た。

しかし、会社は一二月一九日に裁判所に和議申立て
を行ない、一二月二〇日には保全命令―保全執行とい
うことになった。

一二月二〇日、執行官が来社する、債権者が押しか
ける、などあわただしい雰囲気の中で、秋季闘争、年

末斗争の終結とあわせて、臨時大会で、和議についての報告をした。

九六秋季年末闘争の終結内容について

1. 企業基盤の安定化・充実の問題は引き続き、団体交渉、部課長交渉などの場で継続して協議し、会社として責任を持って働く者が結集できる会社方針・目標の策定を行なう。
2. 週40時間法制に対応するために、会社は組合案を了解する（組合案 一日の所定内 労働時間を30分延長する 変則週休2日制とする）。
3. 実施は、1996年12月21日からとする。
実施に当たっての諸問題は別途協議する。
4. 有給休暇積み立て制度についてつくる。
実施は、1996年11月21日からとする。
5. 素材の整地、メッキ待機室の移転については、条件が整いしだい早急に行なう。
5. 1996年々末一時金 組合員一律30万円
支給方法について
1. 30万円の内、10万円については19

96年12月14日に支払う。

2. 残りの20万円については、1996年12月14日以降の早い時期に支払う。

和議倒産―二度目の倒産へのもっていきようのない怒り、焦だちの中で、ゼロからのスタート・職場存続への取り組みがはじまった。

会社再建案について

こうした中で、一二月一日に会社から賃金一五％カットなどの「再建案」が提示された。

賃金の遅配、分割払い、そして和議という現実の上に、労働条件切り下げの提案が出されたのである。

「二度目の倒産の中でどう職場再建を果たすのか」

「和議成立の中でしか職場の存続はない」

「耐える時は耐えて職場の団結を維持しよう」

組合として現時点で犠牲をひきうけるとしても将来の生活確保のために、大局にたつて、「再建案」の具体的対応をまとめた。

協定書は以下の通り。

大阪亜鉛鍍金株式会社（会社という）と金属機械大阪亜鉛支部（組合という）は、会社が一九九六年一月一日付で提案した「会社再建案」について、以下の通り協定する。

1. 組合は、和議の成立という視点から、「会社再建案」の中の労働条件の切り下げにあたる点についても一定修正の上でギリギリの判断・決定をした。

会社はこうした事情を十分に理解し、職場の安定・充実に向けて従前以上に努力し、和議の成立・遂行に全力を挙げ、社内で働く者の生活確保に最大限留意することを確認する。

2. 「会社再建案」についての以下に示す協定内容は、和議成立・遂行が前提であり、いいかえれば、職場の存続・再建のためのものであり、万が一、破産などの事態に至った場合、賃金カットなどの労働債権に関する事項については、実施時期にさかのぼって復元するものとする。

①設備改善の実施をすすめる

・仕上3工場のレイアウトの完遂をする

②新卒者の募集の継続をはかり、職場の若がえりをはかる。

・年令別初任給を変更する

一五才（一九三、〇〇〇）から三五才（二二六、〇〇〇）までは現状通りとする。

三六才（二二七、〇〇〇）から四〇才（二二一、〇〇〇）までは一〇〇〇円キザミとする。

四〇才（二三一、〇〇〇）から四五才までは固定する

③賃金カットについて

・一〇%とする。実施は一九九七年一月から。

④定年六〇才以上のものは、更新時基本給の九〇%とする。実施は一九九八年一月から。

⑤責任手当は、四〇%カットする

・一九九七年四月から定年を越えた者は、役職を返上する。但、後継者育成のために過渡的措置を講じる。

⑥月給者の遅刻、早退、私用外出は賃金カットする。実施は一月一三日（月）から。

⑦保繕、保安業務の時間外労働規則のために、振替休日などの措置を実施する。実施は一月一三日から。

⑧経費節約について

（ア）通勤費は六ヶ月定期代を支給する。実施

は二月からとし、六グループにわけ順次移行する。

(イ) 作業着は二年に一着(夏、冬)支給する。

但、釜方、乾燥台、洗浄は一年一着(夏、

冬)支給する。

・入社から二年の間は従前通りとする。

(ウ) 作業手袋は月二双支給する。但、作業上、

現場責任者が判断した時は別途支給する。

(エ) 脚はんは交換制とする。

(オ) 浴槽は一〇名以下の時はわかさない。風呂

代として四一〇円支給する。

(カ) 給食費の今後値上げの分は半額個人負担と

する。

(キ) 電気器具の持ち込みは許可制とする。

(ク) 守衛勤務時間帯の変更をする。実施は、一

九九七年一月二一日

3. 以上の協定内容については、和議成立後に見直しを行なう。

北本修二弁護士を迎えての学習会での説明資料

和議をめぐるこの間の経過について

一九九六年一二月 四日

八月下旬の企業問題の表面化以来、支部は職場の存続・維持に向けて奮闘してきた。

九六秋闘の職場集会でも「労働組合としての力量を発揮し、構内で働く者の生活と権利を守り、我々の手で職場を支え、職場の存続・安定・充実に向けて全力を尽そう」との視点で討議を行なってきた。

この間の二度にわたる遅配(九月、一〇月)、それに加えて、二、三回分割払いという苦難が続いた。

支部として「賃金をいかに確保するのか」ということを重点におきながら、職場の存続のために諸払い(材料代などの決済)をどうしていくのかを考慮せざるをえないという問題の間で苦悩してきた。

なぜなら、諸払いを処理できなければ、メッキ加工するのに必要な材料などが供給されなくなる、あるいは、不渡りが発生する、等、工場の運営が不可能になる、あるいは、倒産になるからである。

「倒産を恐れないが、倒産をギリギリまで避ける。」

倒産につながりかねない問題を整理する」というのが支部の基本的な姿勢であった。

二一年前の会社更生法申立（一九七五年四月）以降の苦しい経験があるだけに「倒産は避ける」というのは基本であった。

しかし、一月二〇日、亜鉛代金などの支払のための資金手立てのめどがたたないという事態となり、会社は、一月一九日和議を申し立てし、二〇日保全命令・保全執行ということになった。

支部は、一九日、二〇日もギリギリまで生きるための努力を行なった。

一 和議に至った原因について

られた的に整理すると

① 更生終結（一九九〇年一月）の条件（社会保険料、退職金などの借金を長期に返済する）が、一九九二年以降の赤字転落の中で資金的に足かせとなった。

② 一番の根本原因であるが、バブルの崩壊、不況の中で、企業環境が悪化し、これに対応できる企

業体制が確立できなかったこと。

赤字体質から脱皮する企業努力、経営責任が果たされてこなかったこと。

③ 二点目と関連するが、会社更生法下の役員（田村社長、合田専務、大野常務）が退任するか、後景に退く中で、これにかわる安定した経営陣が確立できなかったこと

④ 以上の三つの点とも関連するが、通常の銀行取り引きができない、企業資金をかりれないという事情の中で、赤字―恒常的な資金不足を解消できない、解決できないということで、いわゆる「手形乱発」といわれる実態が続いてきたこと。

この発端は、数年前にさかのぼる。これが、いわゆる「関連会社」とからんで利息、利子で雪ダルマ式にふくらんできたこと。

⑤ その他

二 この間の経過について

支部の主体性の強化、本部、南、港の上部機関との意志疎通など、単産の支援を背に受けながら、労働組合としての力量を最大限発揮して職場の存続・維持と

構内で働く者の生活確保に昼夜を分かたず努力してきた。

コムソン社など債権者との交渉、大森社長との折衝、いわゆる「手形」の調査、日々の経理での入出金のチェック、等職場の存続・生活の確保のため過去・現在の諸問題の解明、整理に向けて努力を行なってきた。

この二ヶ月の間に、賃金充当のために会社に協力した資金は膨大である。ひとえに、ひとえに、賃金確保と職場の存続のためであった。

九月 二日 四三〇〇

(支部闘争資金)

九月 五日 一〇〇〇

九月 二〇日 三〇〇〇

(田中機械支部 共闘)

一〇月 五日 一七五

一〇月 五日 五九四

一〇月 五日 一〇〇

(支部財政から)

一〇月 三十一日 一〇〇〇

(支部財政)

一〇月三十一日 二五〇

一〇月三十一日 八九三

一〇月三十一日 一〇〇

(支部財政から)

一〇月三十一日 二五七

一〇月 五日 三二〇〇

(田中機械、昌一金属)

支部から)

合計 約一 四九〇〇

この上に、更に加えて、このような協力にも関わらず、会社としての資金手立てがほとんど失敗し、労働組合の基本問題である「賃金確保」に関わって、九月、一〇月と二度にわたる遅配、これに加えての分割払いなどの事態が発生した。

その都度、その都度、駆け足であったが、職場への説明・討議を行なってきた。

八月三〇日(金) 夜勤者集会

(八月二十六日以降のコムソン社の動きと明らかにした点の報告)

八月三十一日(土) 全員集会

九月 二日(月) 昼勤先行の臨時大会

(支部闘争資金担保による借入)

九月 二日 (月) 夜勤者集会

九月 二七日 (金) 夜勤者集会

(秋闘、企業問題)

九月 二八日 (土) 全員集会

一〇月 二日 (水) メッキ職討

(秋闘要求、企業問題)

一〇月 三日 (木) 仕上職討

工検事職討

全員集会 (遅配・分割払

い)

夜勤者集会

一〇月 八日 (火) 夜勤者集会 (秋闘要求確

立、遅配・分割払い)

一〇月 九日 (水) 臨時大会

一〇月 二五日 (金) 夜勤者集会 (一時金要求

確立、遅配・分割払い)

一〇月 二六日 (土) 臨時大会

一〇月 三〇日 (水) 夜勤者集会 (遅配・分割

払い)

一〇月 三一日 (木) 全員集会

一二月 五日 (火) 夜勤者朝礼にて説明

(不渡り危機報告、遅配・分割払い)

一二月 六日 (水) 昼勤者朝礼にて説明

一二月 八日 (金) 夜勤者朝礼にて説明

(遅配・分割払い)

一二月 九日 (土) 昼勤者朝礼にて説明

一二月 一九日 (火) 夜勤者集会

(秋闘・一時金終結)

一二月 二〇日 (水) 臨時大会

(秋闘・一時金終結、和議)

一二月 二八日 (木) 全員集会

(変則二直制、賃金)

一二月 二九日 (金) メッキ職討 (変則二直制)

一二月 二日 (月) 和議全員学習会

北本修二弁護士

三 和議に職場の団結で立ち向かおう

一二月二〇日を境に企業環境が一変した。

会社の信用が、再建型の倒産とはいえず、倒産という
事実によってゼロ、ゼロ以下になった。

今まで以上に企業環境が厳しくなった。

・二度目の倒産ということで、関係方面に再建へ
の疑問が根強い

・集金が通常通りにいかない

・仕入先などに迷惑をかけ、従来通りの取り引きができるか未定の面がある

・手形の換金などについても、裁判所の許可がない

・いわゆる「手形の乱発」の問題で関係方面に経営陣に対する不信がある

・労働組合に対する昔ながらの見方がある

・その他

一日、一日と日が続つにつれて、和議という倒産の悪影響を肌身を感じる。

しかし、それぞれの部署での必死の努力が続いている。

受注という点では、一週間を経ただけで、和議以前の七〇八割に回復している。一五年前の更生法の時に三ヶ月の間品物が入らなかつたのと大きな違いである。

最大の一般債権者の大森グループ・大森社長の協力も先週初めにえらることになり、亜鉛などの材料仕入れの面でも大きな不安が取り除かれた。

明るさが少し見えたという段階だろう。

和議に対していかに立ち向かつていくのか。

一 職場が、まず、一つにまとまることである。

職場が生き残れるか、和議という法的処理の中で生活と権利を守りぬけるかはこの点にかかっている。

二 経営陣に倒産原因の解消の責任を取らせること

三 信頼を寄せることのできる経営陣の確立をはかること

四 和議が成立するかどうかは、誤解を恐れずにいえば、我々の職場にとって、最後の生き残り・建て直しのチャンスであること。組合としての立場を堅持して、和議の成立に向けて最大限の取り組みが必要なこと

五 この一年の間、いや、赤字転落以降の根本問題である黒字採算体制にいかにもつていくのが早急に求められている。

もう一度沈みかかった「ボロの木の船」を、必死に船体を修理しながら、今いる全ての人を乗せて、いや、新しい仲間も乗せて、再び浮かび上がらせることができるかどうかは、我々の団結力にかかっている。

我々は犠牲を恐れない。困難を乗り越えて、この最後のチャンスをしつかりにぎり、血と汗と涙で築いてきた我々の職場を我々の智慧と力で生きかえらせ、全力で立て直そう。

活動日誌

八月

一(木)	教宣部会	一九(月)	工安会
二(金)	第六六回執行委員会 効率向上検討委員会 選挙管理委員会	二〇(火)	選挙管理委員会
五(月)	全労済研修 濱野、山口 レイアウト検討会(第二回)	二一(水)	二・二〇反弹圧刑事公判 濱野、百瀬 渡辺多、岡本一、村上寿
七(水)	会計監査 団体交渉 選挙告示	二二(木)	拡大委員会(第二六回)
八(木)	南労会ピラ撒き 山岡	二三(金)	レイアウト検討会(第三回)
一二(月)	第六七回執行委員会	二四(火)	工検事検討会(第一回)
		二五(水)	南地協印鑑依頼 濱野
		二六(月)	工検事検討会(第二回)
		二七(火)	効率向上検討委員会
		二八(水)	南大阪地協幹事会 高野
		二九(木)	第六八回執行委員会 レイアウト申し入れ 資金交渉
		三〇(金)	仕上検討会
			第六九回執行委員会
			三役交渉
			第七〇回執行委員会
			反軍艦ピラ入れ 池田
			三役交渉
			第七一回執行委員会
			拡大委員会(第二七回)

九月

三(土)

夜勤者集会
交渉(本部・支部)
全員集会

七(土)

第三九回定期大会

沖繩連帯集会 関

八(日)

第七七回執行委員会

大阪地本大会(一泊二日) 高野、山岡

サンセットパーティー 高島、中川、島田

百瀬、上川畑、上川畑鶴、中江、山上

村上千、田中、百瀬文、八木、丸谷

山上恵、番匠、大塚、北川

(日野)(谷本)

労金推進委員会 高野

第一回執行委員会

企業問題対策会議

第二回執行委員会

第三回執行委員会

第四回執行委員会

新任あいさつ

企業問題対策会議

交渉(本部、港)

第五回執行委員会

コムソン交渉(本部、港、支部) 濱野

百瀬、山岡

大阪地本討論集会 山岡、関

一(日)

コムソン交渉(本部、港、支部) 高野

二(月)

第七二回執行委員会

拡大委員会(第二八回)

臨時大会(支闘での借入・昼休み)

ブロック会議

夜勤者集会

三(火)

第七三回執行委員会

四(水)

第七四回執行委員会

南大阪地協大会 高野、末永、山下

五(木)

第七五回執行委員会

交渉(本部、港、支部)

弁天町ピラ撒き 西垣

六(金)

第七六回執行委員会

交渉(本部、港、支部)

労金本店への説明(本部、支部) 高野

一〇(火)

一一(水)

一二(木)

一三(金)

一四(土)

一七(火)

一八(水)

第六回執行委員会

拡大委員会(第一回)

第七回執行委員会

第八回執行委員会

二・二〇反弾圧刑事公判 濱野、村上寿

第九回執行委員会 岡本一

第一〇回執行委員会

資金交渉

第一一回執行委員会

資金交渉

拡大委員会(第二回)

破防法反対集会 末永

南労会集会和デモ 山岡、大塚、関

谷本、渡辺、山上、中川、今田、尾上

木村

第一二回執行委員会

資金交渉

南労会ピラ撒き 山岡

企業問題本部うち合わせ

企業問題港うち合わせ

第一三回執行委員会

二八(土)

夜勤者集会

第一四回執行委員会

青婦部定期大会

全員集会(秋闘、企画問題)

第一五回執行委員会

三〇(月)

一〇月

一(火)

第一六回執行委員会

二(水)

第一七回執行委員会

三(木)

メツキ職討

三(木)

第一八回執行委員会

ブロック会議 高野、山岡

拡大委員会(第三回)

全員集会(遅配・分割払い)

夜勤者集会

仕上職討

工検事職討

四(金)

第一九回執行委員会

工検事職討

二六(木)

二七(金)

五(土)	南労会ピラ撒き 山岡 ハイキング部 (中山連山) 釣り部 (堺市たのしみ池)	一七(木)	拡大委員会(第五回) 交渉(本部、港、支部) 南労会(裁判) 谷本
七(月)	第二〇回執行委員会	第二八回執行委員会	
八(火)	第二一回執行委員会 拡大委員会(第四回)	回答日(秋闘) ブロック会議 百瀬、山岡 労働弁護団総会 谷本	
九(水)	夜勤者集会 第二二回執行委員会 秋闘要求大会	一九(土) 二一(月)	第二九回執行委員会 学習会 百瀬、山岡、谷本、松本敏、関 交渉(港)
一一(金)	健康診断打ち合わせ 百瀬、丸谷 要求日(本部、港、支部) 二・二〇公判 濱野、谷本、岡本一 第二三回執行委員会 コムソン交渉(本部、港、支部)	二二(火)	南労会(地労委) 谷本 MMU学習会 濱野、山口 第三〇回執行委員会
一二(土)	第二四回執行委員会 交渉(本部、港、支部)	二三(水) 二四(木)	交渉(港、本部) 第二回交渉(秋闘)
一四(月)	第二五回執行委員会 部課長交渉 選挙協力 山岡、山口 破防法学習会 谷本	二五(金)	第三一回執行委員会 第三二回執行委員会 資金交渉 淀屋橋ピラ撒き 関 夜勤者集会
一五(火)	第二六回執行委員会	二六(土)	第三三回執行委員会 港合同との打ち合わせ(企業問題)
一六(水)	第二七回執行委員会		

二七(日) 要求大会(一時金)
秋まつり 谷本、谷本、関、百瀬、岡本一

松本、大塚、百瀬文、馬場、大井
今谷、辻、日野、上川畑鶴、奥山

大向、板井、木村春、守友、上川畑

二八(月) 第三四回執行委員会

南大阪地協幹事会 高野

二九(火) 第三五回執行委員会

三〇(水) 第三六回執行委員会

要求日(一時金)

南労会淀屋橋ピラ撒き 関

ブロック会議 山岡、谷本

労金推進委・合同委 高野、山岡

夜勤者集会

三一(木) 港合同朝ピラ撒き 山岡

第三七回執行委員会

コムソン交渉(本部、港、支部) 百瀬

交渉(本部、港、支部)

全員集会

二月

一(金) 第三八回執行委員会

写真部(黒部) 二泊三日

ハイキング部(宇賀深谷) 一泊二日

二(土) 交渉

三(日) 第三九回執行委員会

拡大委員会(第六回)

交渉(港、支部)

夜勤者朝礼にて説明

六(水) 昼勤者朝礼にて説明

第四〇回執行委員会

七(木) 第四一回執行委員会

三役交渉

部課長交渉

健康診断(一回目)

南労会弁天町ピラ撒き 山岡

第四二回執行委員会

夜勤者朝礼にて説明

昼勤者朝礼にて説明

第四三回執行委員会

九(土)

一〇(日)	交渉(本部、港、支部) 連合大阪囲碁将棋大会 高野、末永 出雲	一八(月)	第四九回執行委員会 三役交渉(本部、港、支部) 第五〇回執行委員会 夜勤者集会
一一(月)	第四四回執行委員会 三役交渉 健康診断(二回目)	一九(火)	第五一回執行委員会 夜勤者集会
一二(火)	第四五回執行委員会 ブロック会議 山岡 回答指定日(一時金)(職場委員二名参加) 大向、安村、磯部 歯牙検診 港合同朝ピラ撒き 山岡	二〇(水)	第五二回執行委員会 夜勤警備に入る 執行部全員 港合同朝ピラ撒き 山岡 労金大正支店説明 高野、百瀬 拡大委員会(第七回)
一三(水)	南大阪地協各支部代表者会議 第四六回執行委員会 淀屋橋ピラ撒き 山岡 工安会	二一(木)	第五三回執行委員会 拡大委員会(第八回) 第五四回執行委員会 南大阪地協(幹事会) 高野
一四(木)	第四七回執行委員会 (会社集会) (会社夜勤者集会)	二二(金)	第五五回執行委員会 労金ボーリング大会 北川、谷本、日野
一五(金)	第四八回執行委員会 ブロック会議 濱野	二五(月)	第五六回執行委員会 拡大委員会(第九回) 全員集会
		二六(火)	
		二七(水)	
		二八(木)	

二九(金) OB会(幹事会)
第五七回執行委員会
三〇(土) 第五八回執行委員会

三月

二(月) 第五九回執行委員会

和議法の学習会(北本修二先生)

三(火) 第六〇回執行委員会

拡大委員会(第一〇回)

四(水) 労金本店 高野、濱野

整理委員調査(第一回)

南労会デモ 奥山、有川、大向、増田、

磯部、岡本一、守友、山岡、辻、谷本

高階、末原、米須、村上千

五(木) 第六一回執行委員会

六(金) 第六二回執行委員会

九(月) 第六三回執行委員会

一〇(火) 第六四回執行委員会

整理委員調査(第二回)

一一(水) 第六五回執行委員会

一二(木) 第六六回執行委員会

淀屋橋ピラ撒き 山岡

一三(金) 第六七回執行委員会

拡大委員会(第一一回)

二・二〇反弾圧刑事公判 谷本、岡本一

全員集会

一四(土) 職討(夜勤者)

一五(日) 第六八回執行委員会

職討(昼勤者)

ブロック会議

一七(火) 南大阪地協幹事会 高野

港合同女性部会 渡辺多 辻

大森氏との三者話し合い 高野、百瀬、

第六九回執行委員会

夜勤者職討(メッキ、仕上)

第七〇回執行委員会

南労会ピラ撒き(天満橋) 山岡、谷本

南労会ピラ撒き(弁天町) 山岡

第七一回執行委員会

もちつき大会

第七二回執行委員会

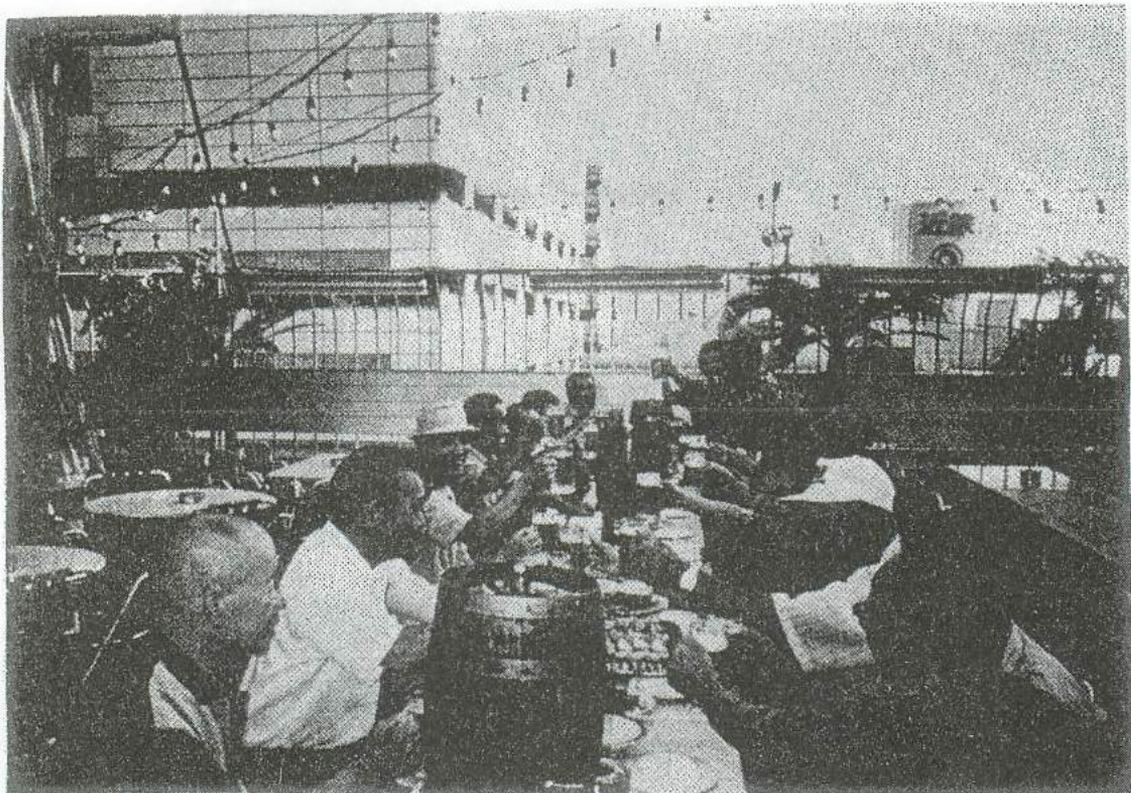
交渉



大阪亜鉛構内での団結もちつき大会
(1996年12月21日)



(日本経済新聞 1997年1月1日) 労働組合、設計委員会



OB会ビアパーティー（1996年7月2日）

(日15月5年99001)



OB会花見、雨で食堂に（1997年4月5日）

三 九七春闘

和議倒産後はじめての新年を迎えた。

一月一四日、職場の再建、和議成立のことで申し入れを行ない、九七春闘を職場再建の元年とすべく取り組みをはじめた。

春闘要求づくりの取り組みについては、「和議成立のために何をするか」に重点をおいて職討を行なった（職討資料参照）。

要求確立は三月一二日に行ない、一三日要求、一八日回答と交渉を行なった。

九七春闘職討資料

九七春闘方針と要求

①金属機械の春闘方針

・基本的な考え方

- 一、組合員の全員参加の取り組みで、賃上げ、一時金、時短を

- 二、企業経営問題への取り組みを企業内外で強化する

- 三、公正な取引の確立に向けた取り組みなど中小企業問題対策

- 四、社会保障制度の後退と政・官・業癒着に反対、介護制度確立

- 五、連合、中小共闘センター、金属労協の闘いに結集し、ゼンキン連合との共闘、地方連合での地域共闘強化・産業別統一闘争強化

・対経営者要求

- 一、①三〇歳労働者賃金Ⅱ高卒金属一二年の基本給 二六二〇〇円

- ②企業内最賃協定Ⅱ一八歳労働者の最低賃金 一六〇八〇〇円

- ③平均賃上げ要求基準 一三〇〇〇円
- 二、一時金 年間五ヶ月以上、半期一五ヶ月以上

- 三、労働時間短縮（所定・所定外労働、年休完全取得など）

- 四、時間外・休日・深夜労働の割増率の引き上げ

・対政府対策制度要求

一、福祉・社会保障制度の改善

二、税制の改善

三、医療制度の改善

四、介護システム

五、公的年金制度

六、労働時間法制の改善

②支部の取り組みについて

金属機械の方針に沿いながら、地域連帯を強めながら、職場再建の新たな元年にふさわしい春闘とする。

・支部としての春闘の課題

①経営内容、生産実態を正確に認識しよう

職場再建の新たな元年に

・生産量

昨年

月平均三四〇〇トン

一昨年(一九九五年) 三三五五トン

その内構造物

昨年 二二一八トン(六五%)

一昨年 二二三二トン(六六%)

・人員(賃金を支払った人数)()は職員数

昨年一二月 一八五名(三三名)

一昨年一二月 二一二名(三三名)

この二年間の生産量の実績からすると受注量は、三三〇〇トンから三四〇〇トンでその内パイプは一〇〇〇トン前後ということになる。人員は、昨年八月以降大きく減った(二〇〇名)。減少の中心は本雇い組合員、などである。

・時間あたり生産量

昨年平均 九 五〇トン

一昨年平均 九 二八八トン

・目付(一トン生産するのに使用する亜鉛)

昨年 六一 五三九トン

一昨年 六一 八八〇トン

時間あたり生産量、目付は一昨年に比べると昨年

は少しではあるがよくなっている。

・メッキ単価

昨年 一二月 四五九二五円

一昨年 一二月 四六二五四円

昨年平均 四三六六五円

一昨年平均 四六二五四円

・単位亜鉛費用（一トン生産するのに必要な亜鉛費用）

昨年一二月 九八三六円（二二％）

一昨年一二月 八三〇九円（一八％）

昨年 九〇五一円（二〇％）

一昨年 八一八六円（一七％）

（ ）は、メッキ単価に占める比率

・単位賃金（一トン生産するのに必要な人件費）

昨年一二月 一九八八九円（四三％）

一昨年一二月 一八二〇一元（四〇％）

（ ）はメッキ単価に占める比率

メッキ単価は、昨年（四三六六五円）は一昨年と比べても（四六二五四円）低迷した。しかし、昨年の後半からメッキ単価引き上げの努力がみられつつある。（一〇月 四六二二二円、十一月 四四六四

円、一二月 四五九二五円）単価亜鉛費用は、亜鉛単価の上昇（一九九六年一月一四七〇〇円、一

二月一五九〇〇円）の動きの中で、平均で一昨年と比べると昨年は約一六〇〇円増えている。

亜鉛費用をメッキ単価で吸収しようとすれば、メ

ッキ単価一六〇〇円の引き上げが必要ということに

なる。

単位賃金のメッキ単価に占める比率は依然として

四割を越えている。

決算（利益）について

昨年月平均約一六〇〇万円の赤字、しかも黒字とな

った月がひとつもないという最悪の年であった。一昨

年の月平均約六〇〇万の赤字と比べても、一〇〇〇万

の経営内容の悪化である。この赤字の深刻化の主な原

因は、利息・利子の増大である

（五年前（一九九一年）に比べると

・生産量 四二四六トン

その内、構造物 二二九二トン（五四％）

・人員 二〇八名（一九九一年二月）

（四一名）

・時間あたり生産量 一一〇七六トン

・目付 六〇〇二キロ

・メッキ単価 四八九六八円

・単位亜鉛費用 一五一四四円（二二％）

・単位賃金 一五一四四円（三〇％）

気づく点は、生産量が四〇〇〇トン越えていたこと、メッキ単価がパイプが四六％であった（今に比べればパイプが多かった）にもかかわらず、四九〇〇〇円であったこと、メッキ単価にしめる人件費比率が実に三〇％であったことである。そして、決算（利益）としては、月平均一九〇〇万円の黒字をだしているのである。

ちなみに、この一九九一年を最後に、一九九二年 △四〇〇〇、一九九三年 △一三〇〇〇

一九九四年 △六〇〇〇、一九九六年 △一九〇〇〇という赤字続きの状態となった。

【見通しについて】

一月一五日組合申し入れにもとづいて、一月三一日団体交渉が行なわれたが、その時に示された会社の考え方を考慮に入れて見通しについて整理する。

・受注量について

和議倒産の悪影響でまだ数社の受注が回復していない。「和議開始決定まで見あわせる」という対応となっている。

この分などで二〇〇～三〇〇トンと和議倒産以前よりも受注が落ちている現状となっている。こうしたことを踏まえて、会社の受注見通しは、

和議開始決定まで 月平均三一〇〇トン

和議開始決定後 月平均三三〇〇～三四〇〇トン

・メッキ単価

四六〇〇〇円を第一ステップの目標とし、四七〇〇〇円をめざすということである。

・決算（利益）について

昨年一二月、三〇一四トンで少しの赤字がただけとの実績がある。ここを基点に努力すれば「三〇〇〇トンで黒字が可能である」というのは十分に現実味のあることである。

一人あたりの月の売り上げ一〇〇万円以上などの目標（メッキ業界で生き残っていくためのひとつの数字である）に向けて奮闘すべきである。

・亜鉛高騰の対策が必要である。

昨年一月トンあたり一四七〇〇〇円であった亜鉛の値段が、品うす感、円安などの中で、今年一月には一七〇〇〇〇円に上がった。

② 労働保護法改悪の動きに反対しよう

橋本内閣の生活破壊・収奪の攻撃に反撃を

行政改革を旗印とする第二次橋本内閣のもとで規制緩和の流れが強まっている。

この規制緩和の大合唱の中で、労働分野の規制緩和、労働保護法の改悪の動きが強まっている。

労働基準法については裁量労働制の適用範囲の拡大や労働契約期間の上限の延長などを含めて来年七月までに見直し、一定の方向をうち出す検討が、政府内ではじまっている。週四〇時間法制についても「指導期間」の名で猶予期間が再々延長された。

主な改悪の動きは、

一、女子保護規定の解消

「男女雇用機会均等法」の見直しの中で、昨年一二月の労働省婦人少年問題審議会のまとめにもとづいて、見直しの法案の提出（国会上呈）が近々に迫っている。

この中では女子の時間外労働・休日労働、深夜業の保護規定の解消などが問題点としてある。

二、労働者派遣事業の対象業務の拡大

すでに、先の国会で従来一六であった対象業務に一二業務が追加された。

三、有料職業紹介事業の原則自由化

原則自由化となれば、派遣事業の拡大とならんで、労働者を中間搾取や有害、強制労働から守るための「人いれ稼業」を労働組合を除いて原則的に禁止している職業安定法の精神は骨抜きとなってしまう。

四、裁量労働制の拡大

対象業務の拡大が検討されている。この拡大の方向は、横行、放置されているサービス残業を法的に容認する結果にしかならない。

五、その他

こうした改悪の動きは、未組織労働者を直撃するものである。それにとどまらず、法的歯止めを切下げは、労働組合のある職場にも悪影響を及ぼさざるを得ない。

労働法改悪の動きに、職場から、地域から反対の声をひろげると共に、足もとの権利の点検を強めることが大切である。

一方で、政府は、消費税率の切り上げ（四月一日から五％）、特別減税打ち切り・減税見送り、医療費、社会保険料の負担増など、生活を破壊する方向を実施、検討をしている。

医療費の負担増の方向は、医療保険審議会の最終報告では次のようになっている。

①保険加入者本人の医療費患者負担を二割に引き上げ（現行一割）

②七〇歳以上の老人医療費患者負担を現行の定額制（外来 月一〇二〇円）を医療費の一〜二割の定率制に。

③医師処方薬の医薬品費用の全額または三〜五割を患者負担に。

④政管健保の保険料率を現行八 二％から八 四〜八 五％に引き上げ。

四月からの消費税アップと特別減税打ち切りで国民の負担増は年間七兆円にも達する。

社会保険や医療費の負担増を換算すると、例えば子供二人で年収七〇〇万円のサラリーマン家庭の場合、年間で一八万円の負担増になる。

「増税大不況」という時代といえる政府の収奪が強まっている

かつて「とられるものへの反撃を」とのスローガンが唱えられたが、橋本内閣に対する闘い、政策制度要求の取り組み強化などが重要である。

③工場の塀をこえた連帯を！

南労会争議勝利、二・二〇不当刑事弾圧糾弾！

南労会争議は、一九九一年八月の合理化問題に端を発し、足かけ七年目である。そして、忘れもしない昨年二月二〇日の労働争議への権力介入から一年を迎える。

南労会経営陣の組合つぶしはとどまることなく続いできた。

紀和病院での御用組合づくり、書記長川口さんの解雇をはじめ七名の解雇、一回の一時金の未払いなど二億五〇〇万円という未払い賃金という兵糧攻め、違法な門前薬局の開設などなど。

これにくわえて昨年二月二〇日、一昨年六月の正当なる南労会支部の解雇撤回などを求めるストライキ闘争に対する弾圧が行なわれたのである。八名の逮捕―三名の起訴、四〇数ヶ所の家宅搜索という大弾圧がおこなわれた。

これに対して、連日の松浦診療所前の昼休み集会、地方労働委員会（係争中の事件四〇数件）、裁判（七件）などと地域連帯、官民連帯での闘いが展開されて

いる。

二〇年前に「労災職業病斗争の砦」「労働者の健康を守る拠点」を設立された南労会・松浦診療所が「労働者医療拠点」として再生（新生）する道は、所内の労働者、労働組合の人格の尊重なくしてありえないことは自明の理である。

支部では、昨年秋からの検診で松浦診療所から船員病院へと切りかえを行なった。

南労会設立以来の関わり、成人病指定医療機関にする取り組み、一早く健診機関としてきた経緯などを踏まえれば尚更に、南労会争議完全勝利、刑事裁判勝利に向けて奮闘しなければならぬと考えたからにはかならない。

地域の仲間、闘う仲間と共に南労会争議の勝利をめざそう。

④沖縄の反基地などの闘いと連帯しよう

韓国の労働法悪法強行反対のストライキ闘争などと連帯しよう。

反戦、反安保の闘いを労働組合の課題に

九七春闘要求

①賃上げ 三五〇〇〇円

②配分 一律一〇〇%

③要員補充を行ない、職場の若返りをはかること

・後継者の育成を行なうこと

・夏場対策を行なうこと

④和議の成立に向けて全力をあげること

一、倒産原因の解消・整理に全力をあげること

二、黒字採算体制確立に向けた会社方針・目標を示されること

⑤職場要求

一、温水バスの扇風機をもつと力の強いものにする

二、どこでも仕事ができるように教育などの措置

を取る

三、必要な部品、消耗品などは置いておくこと

青婦集会、職場集会の論議から

※ 現場と事務所の「私傷病の休みの時」の扱いの差

をもっと少なくできないか

～ 不十分であるが、そのステップとしての

「有給休暇積み立て制度」（九七秋季闘争）

※ 二度の一時金の未払い、遅配分の未払い賃金の支払いはどうなるのか

～ 現状ではメドを示すのは難しい

※ 要員問題について

・休むときはモラルある取り方をしよう

・バタバタの部署、適正な人員配置ができていない

・部署など、全体で応援しあうようにしよう

・今の体制で（現有人員で基本的に頑張る、全社的な応援体制、など）、今後もいくつもりか

・夏場対策について具体的に数字を示すべきではないか

・一〇人 人を減らすという話を聞くけど本当か

い

～ そんな事実は一切ない

～ 大卒の定員制についての確認は変わったのか

～ 去年の春先に確認した以降、協定上では

変わっていない。しかし、和議倒産という

現実の中の判断をせざるをえない。

※ 残業規制について

・事務所の振替休日、二〇時間残業目標について周

知徹底していないのはおかしい

事務所の場合は、定時間作業が基本であり、そのことを可能にするために、役員、管理職の体制、職務分掌の点検を進める。

現場がオール公出の場合、それに伴う事務処理のための休日出勤は、公出扱いである。

代休取得時の扱いは、「一九九〇年二月の確認」を引き継ぐ

現場関係については、この間の慣行（一ヶ月 残業五〇時間、公出一回）を今後も残業規制の目標とする。メッキ工程にあわせた前処理、後処理の体制をめざす。

三月、四月は「和議開始がなるか、否か」という時期であり、三月は労働日が一九日ということであり、万難を排して受注消化・生産確保に向けての努力を行なっている。

夜勤の電気の保安については、二日休日出勤の内一日は振替休日を取ることによって一月から実施している。

九七春闘の中で力点をおいたのは、「とにかく黒字月を実績として出す」ということであつた。

三月を例にとれば、フル残業、公出という形で職場の協力を受けながらの全力投球であつた。「我が職場は我々が再建する」との気概で取り組んだ。

会社との関係では、一月一四日付申し入れ、要求内容にそつて、会社としての経営方針（目標）を示すこと、そして、和議倒産の責任の所存を明らかにすること、そして何よりも労働者の生活、人格を尊重する経営姿勢をを明確にすること、などを交渉などの場で迫つた。

春闘の終結内容は、残念ながら賃上げゼロの結果となつたが、「職場再建元年としよう」という当初の課題からすれば、一定、足がかりをつくつた春闘であつたといえる。

春闘冬結 糸吉

一、賃上げについて

組合は、和議成立の諸事情を判断し、会社の賃上げゼロとの回答について不満であるが了解する。

会社は、社内で働く者の生活権・人格権を従前以上に最大限尊重することを確認する。

二、要員補充について「一九九六年六月一九日付覚書き」の趣旨を踏まえ、職場の若返りを考え、要員補充を行なう。

・後継者育成を行なう

・夏場対策を行なう。具体的内容については今後検討する。

三、和議の成立に向けて（倒産原因の解消・整理と黒字採算体制確立など）全力をあげる

・損益試算表の作成、作業目標の具体化、仕上レアウトの五月連休実施の細目の検討、職務分掌の見直しなどについては早急に行なう

・和議の成立に関わる問題についてはひきつづいて交渉を行なう。

四、職場要求について

・温水バスの扇風機については継続事項とする。

・作業教育・指導（どこでも仕事ができる）は責任をもつて行なう

・必要な部品、消耗品などは置く。

活動日誌

一月

一（水）	元旦行動 濱野、百瀬、山岡、谷本、大塚 増田、米須、尾上、今田、辻、山上恵 関、松山、山上、奥山、八木、岡本一
六（月）	第七四回執行委員会
七（火）	交渉 港合同旗開き 高野、濱野、百瀬、末永 関、谷本
八（水）	第七五回執行委員会
一〇（金）	拡大委員会（第一二回）
一三（月）	第七六回執行委員会
一四（火）	南労会プリマ旗開き 濱野、関
一五（水）	地本春斗討論集会 高野、百瀬、末永
一七（金）	第七七回執行委員会 二・二〇反弹圧刑事公判 谷本、岡本 支部旗開き
一八（土）	青婦新年会

二〇(月) 第七八回執行委員会
 二二(水) 第七九回執行委員会
 二四(金) 資金交渉
 二五(土) 会計監査
 二七(月) 第八〇回執行委員会
 拡大委員会(第二三回)
 労金推進委員会(高野)
 韓国労働者スト支援行動 山岡
 二八(火) 労金相談センター 濱野、百瀬
 二九(水) 再建委員会(第一回)
 三〇(木) 南労会ピラ撒き(淀屋橋) 山岡
 第八一回執行委員会

一〇(月) 第八三回執行委員会
 港学合同春闘習会 百瀬、山岡、谷本
 馬場、西垣、米須、木村、関、大塚
 松本、中村義、今田
 地本春闘臨時大会 山岡、大塚
 第八四回執行委員会
 ユニオンネット講座(労働法改悪)
 百瀬、山岡、谷本
 一五(土) OB会第二回総会
 一八(火) 第八五回執行委員会
 一九(水) 南労会ピラ撒き(弁天町) 谷本
 拡大委員会(一四回)
 夜勤者集会
 第八六回執行委員会
 全員集会
 二〇(木) 二・二〇反弾圧官民連帯集会
 (港区民センター)
 要求日
 二一(金) 南大阪平人会議学習会 山岡

二月

三(月) ブロック会議 濱野、百瀬
 四(火) 第八二回執行委員会
 六(木) 南大阪地協九七春闘討論集会 濱野、関
 七(金) 二・二〇反弾圧刑事公判 谷本、村上寿

二六(水) ブロック会議 谷本、濱野
第八七回執行委員会

二七(木) 拡大委員会(一五回)
労働法各改悪反対ピラ撒き(天満) 山岡

二八(金) 南労会ピラ撒き(淀屋橋) 山岡
二・二〇反弹圧刑事裁判 谷本、岡本、
ユニオンネット講座(情勢、沖繩の件)

二九(土) 南労会支部全日スト支援
南労会支部との交流会

三〇(日) 地本決起集会

三二(火) 団交(第一回 回答回)

三三(水) 拡大委員会(第一八回)

三四(木) 二・二〇反弹圧刑事裁判 谷本、岡本、
自衛官入港抗議行動 関、深道勇、西垣

三五(金) 米軍地の強制使用を許さないひびけ沖繩

三六(土) 百瀬、山岡、高島、松本ヒナ子、木村春

三七(日) 百瀬文子、岡本一、

三八(月) 第九二回執行委員会

三九(火) 労働法共闘ピラ 山岡

四〇(水) 南労会ピラ撒き(淀屋橋) 山岡

四一(木) 健康学習会

四二(金)

四三(土)

四四(日)

四五(月)

三月

一四(金) ブロック会議 濱野、谷本
港地区官民連帯決起集会

一七(月) 四重工業・手形裁判 山岡
ブロック会議 濱野、山岡

一八(火) 全支部代表者会議 濱野
第九一回執行委員会

一九(水) 回答速報ピラ 山岡
南労会ピラ撒き 池田

二〇(木) 南労会支部全日スト支援
南労会支部との交流会

二一(金) 地本決起集会

二二(土) 団交(第一回 回答回)

二三(日) 拡大委員会(第一八回)

二四(月) 二・二〇反弹圧刑事裁判 谷本、岡本、
自衛官入港抗議行動 関、深道勇、西垣

二五(火) 米軍地の強制使用を許さないひびけ沖繩

二六(水) 百瀬、山岡、高島、松本ヒナ子、木村春

二七(木) 百瀬文子、岡本一、

二八(金) 第九二回執行委員会

二九(土) 労働法共闘ピラ 山岡

三〇(日) 南労会ピラ撒き(淀屋橋) 山岡

三一(月) 健康学習会

三二(火)

三三(水)

三四(木)

二八(金)

第九三回執行委員会

団交(第二回 回答回)

二九(土)

第一〇回新人研修会(一泊)

三一(月)

第九四回執行委員会

拡大委員会(第一九回)

四月

一(火)

第九五回執行委員会

夜勤者集会

二(水)

臨時大会(九七春闘終結)

三(木)

第九六回執行委員会

四(金)

連合決起集会 高野、関

五(土)

OB会花見

八(火)

ブロック会議 百瀬、末永

九(水)

労金推進委員会 高野

一〇(木)

第九七回執行委員会

一二(土)

体育文化委員会ハイキング (五月山)

一三(日)

もちつきハイキング(武田尾) 関、谷本
八木、をはじめ5名

一四(月)

第九八回執行委員会

一七(木)

第九九回執行委員会

一八(金)

労働法共闘ピラ(弁天町)

山岡、西垣

拡大委員会(第二〇回)

南労会ピラ撒き(弁天町)

山岡、西垣

二一(月)

第一〇〇回執行委員会

二四(木)

第一〇一回執行委員会

二五(金)

拡大委員会(第二〇回)

再建委員会(第三回)

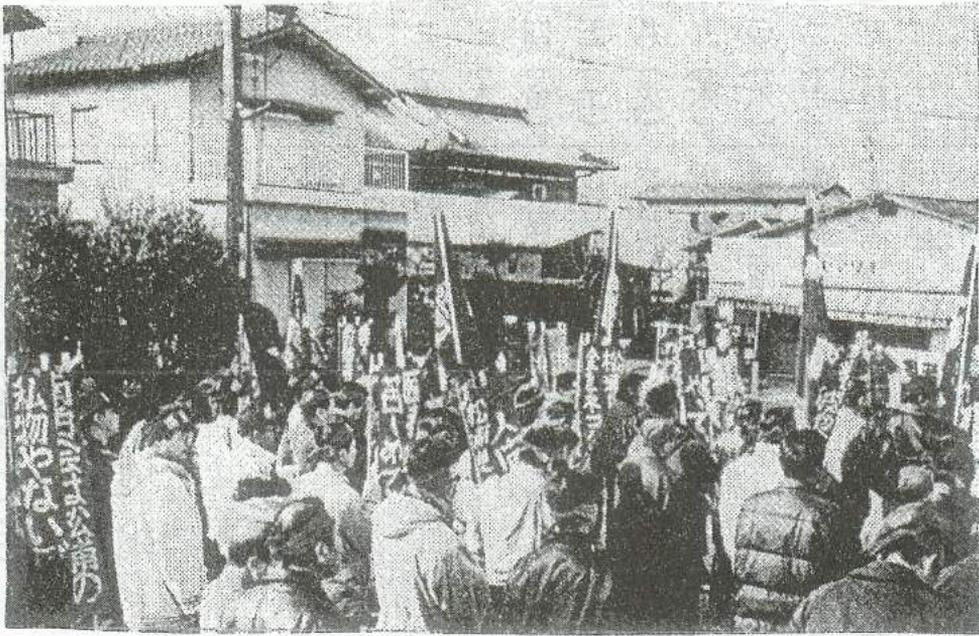
二八(月)

労働法共闘ピラ 関

三〇(水)

第一〇二回執行委員会

一子(木) 第八回実行委員会



一八(金) 第八回実行委員会

同文(兼二回回答回)

山岡 西田



一八(金) 南労会共闘して(兼天田)

南労会共闘して(兼天田)

南労会共闘して(兼天田)

南労会闘争勝利 正月行動
(1997年1月1日)

山岡 西田

山岡 西田

四 九七夏季闘争

九七春闘の中で、和議成立・遂行に向けて全力をあげ、二月、三月、そして四月と黒字月を出した。

一方、整理委員の裁判所への報告書の提出期限が三月から五月、そして五月から六月三〇日まで延びた。三月に生産に全力投球し、一時「中だるみ」の感があつたが、もう一度気をひきしめ、九七夏季斗争にぞんだ。

方針、要求については、五月二八日の臨時大会で左記のように確立した。また、和議については、後掲の職場和議資料を配布して、職場の意志統一をはかった。

九七夏季闘争方針について

九七春闘の課題にひきつづいて取り組む。特に、和議の第一ハードル 和議の開始に向けての職場再建の取り組みを強化する。

(九七春闘の課題)

① 職場再建の新たな元年に

- ② 労働者保護方改悪反対
- ③ 工場の塀をこえた連帯を、南労会争議勝利

を

④ 沖縄連帯 反戦、反安保の闘いの強化

また、六月は伝統ある取り組みをしてきた反安保闘争月間でもある。あらためて反戦、反安保の闘いを労働組合の課題として位置づけて取り組む。

要求について

一、夏季一時金要求金額 九五万円

(港ブロック統一要求金額)

二、配分 一律一〇〇%

三、夏季手当手 一日 五〇〇円

六月二二日から九月二〇日

日程について

五月二十七日(火) 南大阪地協議会支部代表者会

議

二七日(火) 夜勤者集会

二八日(水) 要求大会

三一日(土) ハイキング部「葛城山」

カメラ「服部緑地」

六月 四日(水) 要求日

反戦学習会

六日(金) 青婦部文体行事(焼き肉、など)

「山崎しょうぶ園」

一一日(水) 回答日

一三日(金) 二・二〇反弾圧刑事裁判

二〇日(金) 労働法改悪反対大阪集会

七月一九日(土) 日帰り海水浴

職場和議資料

整理委員の「報告書」提出を前にして

和議に職場の団結で立ち向かおう

一月二〇日の和議倒産―二度目の倒産から六ヶ月が経過した。

労働組合の職場存続への執念と熱意、そして、港、南、本部の各々のレベルでの支援、そして大阪労働金庫の変わらぬ協力など、一体となった取り組みが、とりあえず、職場消滅か、否かという段階・危機を脱して、今日、わずかながら「明かり」が見える状況を切り開いてきた。

和議直後の債権者との必死の対応、得意先、仕入先への事情説明、協力要請、そして滞納している公租公課の関係機関への事情説明、など、職場存続への執念をもった取り組みをした。

和議倒産後、直ちに泊まり・張付け体制を確立し、職場の存続への妨害活動をはねかえす備えを行なった。当初は、会社役員・管理職も警備体制に入り、数十名の職場防衛体制をとった。

職場では「仕事が入るだろうか。亜鉛などの材料は」「年越しを目前にして賃金はどうなるのか」などなど、不安の日々が続いた。

生産体制も、仕事が激減して一週間は昼のみの生産となり、そして少し受注が回復して二日間の変則二直生産から通常生産へと戻った。

生産が通常姿へと戻ったこと、そしてもち代資金の支給の確定（大森グループの協力、裁判所の許可、などで）の中で職場は落ち着きを若干ながらとり戻したといえる。

そして、和議倒産へのやりきれようのない怒り、もつていきようのない焦だちなどの中で、一月二一日に、会社から一五%賃金カットなどの「再建案」が出され、労働組合として「働く者の生活確保のために、和議成立の中でしか職場の存続はない」「和議開始決定のハードルを越えるためには、黒字月を正味の現実としてつくらなければならぬ。しかも時間がない」「労働組合として主体性を明確にし、耐えるべきは耐えるべきだ」との判断で対応をまとめた。

一月二〇日から昨年末に至る経過は、そして、もつと正確に言えば昨年八月下旬の企業問題の表面化以

降の出来事は、通常の時の数年分の出来事が圧縮して次から次へと発生した。

「労働組合とは」「労働組合の果たすべき役割は」「不渡り事故がいつ発生してもおかしくない状況、破産処理へといつ切りかわるかもしれない現実の中で日々問われ続けた。

和議成立、そして遂行上での問題点

ふりかえれば、年があけても、退職する者の流れはとどまらなかつた。一月二〇日まで一〇数名の組合員が職場を去った。「現有人員で職場を動かす」ことを基本にして、全社的な応援体制の実行で、二月、三月、そして四月とガムシヤラといつていいほどに生産確保につとめた。

その努力の結果が、二月、三月、四月の連続した黒字に結びついた。

「黒字になった」という実績がでなければ、和議開始という第一のハードルを越えられない、破産処理にきりかわるしかない、ということであつたから必死であつた。

生産に全力を傾けながら、一方で債権者をめぐる様

々な問題（手形裁判、仮差押え、など）の発生への処理にあたってきた。

そこで、整理委員の裁判所への「報告書」の提出を目前にして、この間の経過をふりかえり、和議をめぐる問題点などについてあらためて整理をする。

◎倒産原因の解消について

大きくいうと以下の四点である。

① 更生終結（一九九〇年一月）の条件（会社保険料の滞納分、退職金などの未払い賃金の長期返済）が一九九二年以降の赤字転落の中で資金的に足かせとなった。

② 一九九二年からの赤字転落・赤字体質から脱皮する企業努力、経営責任が果たされてこなかった。

③ 会社更生法下の役員（田村社長、合田専務、大野常務）が退任するか、後景に退く中で、これにかかわる安定した経営陣が確立できなかった。

④ 通常の銀行取引ができない、企業資金をかられないという事情の中で、赤字―恒常的な資金不足を解消できない解決できないということで、いわゆる「手形乱発」といわれる実態が続いてきたこ

と。

・更生終結の諸問題について

社会保険料については、赤字転落後、特に更生終結前の約束が履行されずに、年々滞納分がふくらみ、和議倒産前の数ヶ月は全く払えないといつていい状態であった。

この間の実績は、「和議開始決定に向けて公租公課（税金、労働保険料、社会保険料）はキチンと払う努力をする」ということで、社会保険料については発生分プラスαの支払いを実行している。

退職金については、大和銀行との適格退職年金制度の契約にもとづく掛金が二年前の三陽産業倒産の頃から滞りがちとなり、それに追いつけをかける和議倒産で実質上機能停止となっている。大和銀行との契約が生きかえるかどうかは、和議開始決定後にもちこしの状態となっている。

こうした事情の中で、定年時の退職金の支払もママならない現実となっている。

また、未払い退職金の支払も一年、二年と凍結となっている。

大和銀行との契約再開をにらみながら、従来の支払い条件を履行できる方向に向けての努力が行われている。

・赤字体質からの脱皮、

安定した黒字体制の確立について

メッキ単価引きあげの努力、大森グループの協力による利息・利子の激減、人件費の圧縮、ムダな経費の徹底排除、そして、ギリギリの要員状態を全社的応援体制でフォローし、従来の生産を維持する努力、などによって二月、三月、そして四月と黒字を出した。

安定した黒字体制の足がかりをつくった段階である。

・信頼を寄せることのできる経営陣について

三月一八日株主総会で新しい重役の陣容が決まった。「債権者集会」後に開かれる株主総会で新たな重役が選出されるまでの暫定的なものである。

働く者の生活に責任をもつ経営陣、信頼を寄せることのできる経営陣の確立を求めていかなければならない。

・手形の整理について

「債権者集会」での一般債権の届け出がどうなるのかという点は、和議遂行の中で負う借金がどのくらいか、ということでも最大の問題である。

「手形乱発」に依存せざるをえなかった赤字体質からの脱皮こそが基本問題であるが、結果としての「手形乱発」に会社役員がメスをいれる、責任の所在を明かにすることが必要である。

労働組合としても引き続き「手形」の整理に全力をあげる。

◎二度目の倒産について

一九七五年四月の会社更生申立に続いて二度目の倒産ということ得意先、仕入先、そして関係方面の大坂亜鉛の職場に対する見方は厳しい。

特に今回の「手形乱発」という実態に対しては特にそうである。

更生申立時との大きな違いは何か。

おぼろげに、今回、受注のすばやい回復が実現し

たことである。和議倒産後、営業を中心にした必死の努力、そして、誤解を恐れずにいえば、「会社、組合ともども、受注があれば、万難を排して、品物を責任をもって返す」との姿勢を対外的にキチンとアピールできたこと、などの結果である。

会社更生申立の頃、数ヶ月、工場がカラっぽになったことを想えば、本当に良かった点である。

第一に、今回の厳しさは、更生終結時の諸問題をひきずりながら、これに加えて、この五年間の赤字のツケを背負うものだということである。

この点の厳しさを厳しさとして受けとめなければならぬということだ。

第二に、会社更生の時は、処分できる会社財産（社宅）があつたが、今回は何も無いということである。

倒産になればゼロからの出発となつてしまふ、すべてがゼロからの出発であるという厳しさへの理解が必要だ。二度目の倒産となれば尚さらである。

会社役員に倒産原因の解消、職場再建の責任を具体的な行動・具体的姿としてとらせながら、厳しさを厳しさとしてみすえて「我が職場は我々の手で守り、再建

する」との気概で奮闘しなければならない。

当面する課題について

まず第一に、裁判所の和議開始決定を
かちとることである。

二月、三月、そして四月の黒字実績は好材料である。その上で、再度、問題点として浮かびあがっているのが「手形」問題である。一般債権の行方がどうなるのかという問題である。

倒産前からの取り組みの課題であるが、和議開始決定という第一のハードルを越えるための処理すべき問題として全力をあげなければならない。

第一に、更に安定した黒字体制の確立に向けて取り組みが絶対必要である。

ハードルは、和議開始決定だけではない。債権者集会、裁判所の和議認可、和議条件の履行、など越えるべきハードルがある。

月平均二〇〇〇万円の利益を生みだす体制づくりに向けての改革をすすめるなければならない。

和議条件の履行が終わるまで困難が続かざるを得ないと判断するが、困難さの中でも生活確保、生活向上

のためには、今思い切った取り組みをすべきである。

改革には特効薬はない。メッキ業で生き抜くために、当たり前のことをキチンとやりぬくことから始めるしかない。

「まずは仲間の負担を考えてやむをえない場合を除いてあるいは、有休の権利を尊重しながら職場に結集する」

「営業は値段のよい、効率のよい品物をたくさんとってくる」

「納期を念頭において、各職場が効率よく働けるよう工程を組む」

「各部署で品質向上、作業効率アップなどに取り組む」

「納期厳守で品物を出荷する」
当たり前な仕事の流れができるように更に努力することがあると思う。

働く者の連帯とモラルの向上、知恵と力を結集して、再々度、取り組みを前進させよう。

第二二二二に、信頼を寄せることのできる経営陣の確立である。

職場でいくら頑張っても、これをキチンと集約できる会社組織となっていなければ、ザルで水をすくうよ

うなものである。

労働者の生活、人格を尊重する役員体制、会社組織の確立を労働組合としての立場を踏まえて求めていかなければならない。

経営者は経営者であり、利益追及を求めるものである。その意味で、赤字がでて何もしない経営者は失格である。また、赤字脱皮のために働く者にのみ犠牲を押しつける経営者も大阪亜鉛に定着しない。

二度目の倒産という現実の中で、厳しさを厳しさとしてうけとめ経営責任を果たす経営陣、なおかつ労働者の生活・人格を大事にする経営陣の確立を求めていかなければならない。

九七夏季闘争 終結内容

夏季闘争の交渉経過は次の通り。

六月 四日(水) 要求日

一一日(水) 回答日(会社回答書参照)

一時金 ゼロ

・夏季手当 二〇〇円

職員、管理職支給しない

一六日(月) 第二回 回答交渉

・遅配、未払賃金の支払い

八〇〇〇〇円

・夏季手当 差別支給撤回

一八日(水) 第三回 回答交渉

進展なし

一九日(木) 第四回 回答交渉

・夏季手当 二五〇円

三役交渉

・遅配未払賃金の支払い

九〇〇〇〇円

二〇日(金) 執行委員会、拡大委員会

そして、六月二五日の臨時大会で左記のように終結した。

・九七夏季一時金 ゼロ

・夏季手当 二五〇円

(六月二一日から九月二〇日)

ソーマン代にかわるものとして、昨年九月～二二月の遅配・未払賃金の中から九〇〇〇〇円の支払い措置をとらせる。

支払い日 七月二一日(金)

さて、和議問題については六月二四日に今泉整理委員から「和議相当」との意見書が出され、七月二二日に裁判所の開始決定が出された。ひとまず、第一ハードルを越えることができた。

活動日誌

五月

一(木) メーデー

七(水) 第一〇三回執行委員会

八(木) 会計監査

九(金) 第一〇四回執行委員会

ブロック会議 高野、濱野、百瀬

育

南労会ピラ撒き 山岡、西垣

一二(月) 労働法共闘ピラ撒き 西垣

一四(水) 第一〇五回執行委員会

一五(木) 団交

一六(金) 二・二〇反弾圧刑事裁判 谷本、岡本一

村上寿

一九(月) 第一〇六回執行委員会

二一(水) 第一〇七回執行委員会

二三(木) 拡大委員会(第二一回)

MMU大阪政治 高野

二六(月) 第一〇八回執行委員会

二七(火) 拡大委員会(第二二回)

資金交渉

争議支援一日行動 谷本、池田

労金総会 高野

地協支部代会議 濱野、百瀬、谷本

夜勤者集会 末永、関

臨時大会 山岡

二八(水) 第一〇九回執行委員会

二九(木) カメラ部「服部植物園」

三一(土) ハイキング部「葛城高原」

二(月) 第一一〇回執行委員会

四(水) ブロック会議 百瀬、山岡

反戦職場学習会

交渉(夏一時金要求)

五(木) 速報ピラ撒き

六(金) 青婦部「山崎の菖蒲園」 高野、百瀬

大塚、谷本、末永、関、松本敏

松本陽、八木、丸谷、竹本、深道

岡本登、松本ヒナ、田中、池田、馬場

大井、百瀬文

九(月) 第一一一回執行委員会

一〇(火) 南労会デモ 高野、濱野、百瀬、山岡

末永、関、米須、辻、岡本登、尾上

上川畑、中村義、有川、増田、中川

大西、原田、西垣、松本陽、田中

村上千、大井

一(水) ブロック会議 百瀬、山岡

二(木) 団交 拡大委員会(第二三回)

- 一二(木) 速報ピラ撒き 関
第一一二回執行委員会
- 一三(金) 南労会ピラ撒き 山岡、西垣
二・二〇反弹圧刑事裁判 谷本、岡本一
村上寿
- 一六(月) ブロック会議 濱野、末永
第一一三回執行委員会
第二回回答日
拡大委員会(第二四回)
- 一七(火) 速報ピラ撒き 山岡、西垣
- 一八(水) 第一一四回執行委員会
第三回回答日
- 一九(木) 第一一五回執行委員会
第四回回答日
- 二〇(金) 労働法改悪反対三〇〇〇人集会
第一一六回執行委員会
- 二三(月) 第一一七回執行委員会
港合同学習会 濱野、百瀬、山岡、末永
尾上、大向、岡本一
平川、中川、松本陽
- 二四(火) 夜勤者集会
- 二五(水) 第一一八回執行委員会

育

- 二六(木) 臨時大会(第二三回)
資金交渉
- 二七(金) ユニオンネット反安保集会 関
南労会ピラ撒き 山岡、西垣
- 二八(土) 地本将棋大会 高野、山下、末永
村上寿
- 三〇(月) 第一一九回執行委員会
岡本、山岡、西垣、末永、村上寿
- 一(火) ユニオンネット総会 百瀬、山岡
- 三(木) 南労会ピラ撒き 山岡、西垣
第一二〇回執行委員会
第一二一回執行委員会
- 七(月) 第一二二回執行委員会
拡大委員会(第二五回)
- 一〇(木) 二・二〇反弹圧刑事裁判 濱野、谷本
岡本一
- 一一(金) 平和行進 百瀬、山岡、末永、関
ボーリング大会 末永、関、藤村、大塚
今田、尾上、村上、馬場、八木
- 一三(日)

- 一四(月) 第一二三回執行委員会
- 一五(火) 京都コンピューターなど争議支援行動
谷本、関
- 一六(水) OB会幹事会
- 一七(木) 第一二四回執行委員会
- 一八(金) 全労済研修会 山口
- 二二(火) 第一二五回執行委員会
南労会支援デモ 高野、濱野、百瀬
山岡、谷本、末永、関、藤田、北川
村上寿、野見山、深津、大西、樋口
大向、米須、竹本、又木、尾上、末原
上川畑、中村義、磯部、宮本、本田
岡本一、山口、西垣、三村、松本幸
- 二四(水) 地本支部代表者会 高野、百瀬、山岡
関、谷本
- 二五(金) 国労連帯集會 谷本、関、山岡
- 二八(月) 第一二六回執行委員会
- 二九(火) 全労済総会 濱野
- 三〇(水) 反弹圧集會 百瀬、関、山岡
OB会ビアパーティー

(日 5 5 月 8 年 7 0 0 1) 誌 刊 出 人 部 局 自

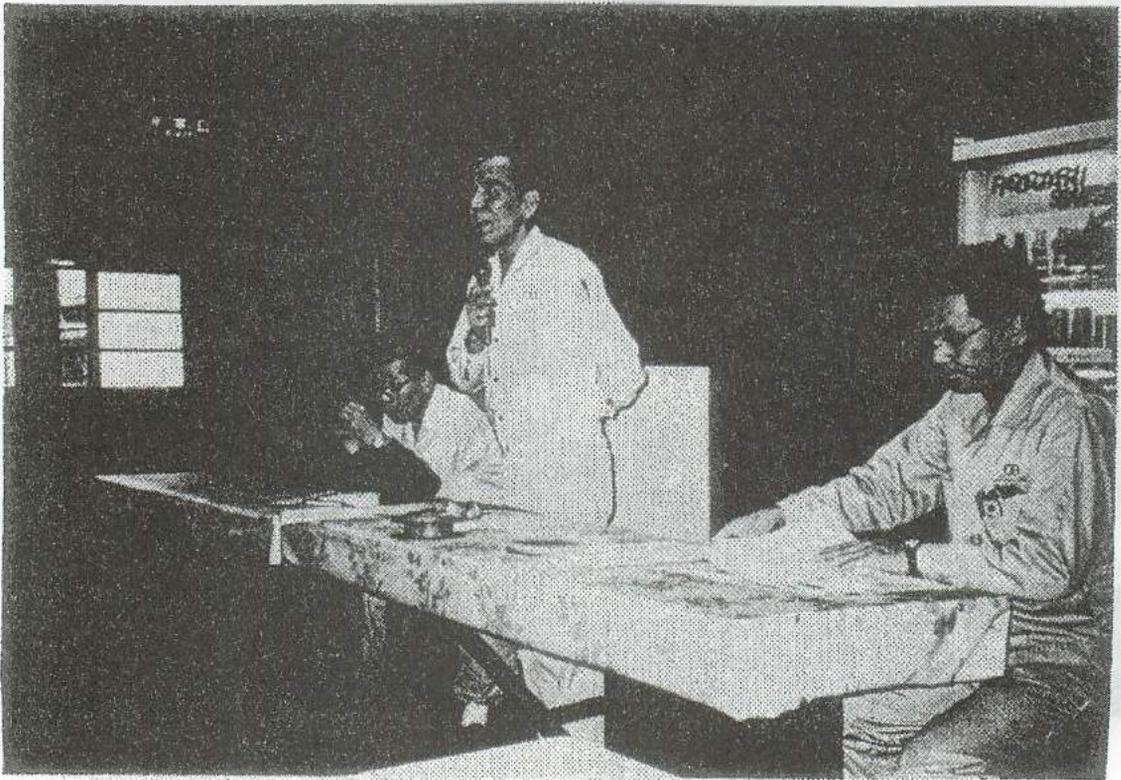


青婦部 山崎しょうぶ園 (1997年6月6日)

(ア 夫 取 引 帳 簿 受 買 委 託 討 合 帳 簿 中) 会 計 年 度 結 算 報 告 書
日 本 労 働 組 合 連 合 会



自衛隊入港抗議（1997年3月22日）



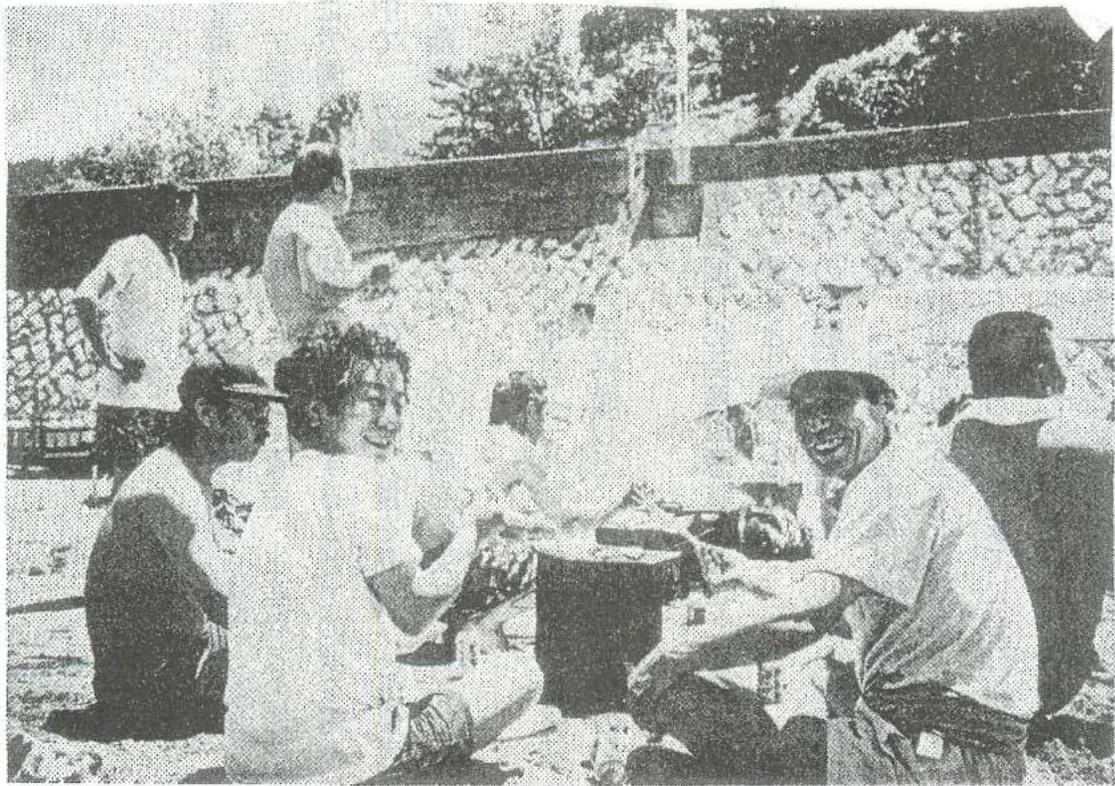
反戦職場学習会（中村港合同副委員長 講師に迎えて）

1997年6月4日



大引海水浴場の砂浜で撮影されたグループ写真（左から右へ、前列は男子、後列は女子、中央は子供たち）。

文体部 大引海水浴場（1997年7月19日）



大引海水浴場の石垣で撮影されたグループ写真（前列は男子、後列は女子、中央は子供たち）。

五 年間総括

昨年の定期大会の直前に企業問題が表面化し、それ以降の一年間は「職場存続をいかにするか。働く者の生活確保のためにどうするか」が日々問われた。

昨年八月から十一月までの「二度目の倒産を恐れないが、倒産を回避する」取り組み、十一月二〇日和解倒産以降の職場存続への必死の努力、この中で労働組合としての立場、役割はいかにあるべきかが「めまぐるしく発生する事件」に直面しながら問われ続けたのである。

現実を直視し、組合員ひとりひとりが顔をまっすぐ前に向けて、この厳しい一年間の様々な出来事・現実と格闘してきた大変な一年であった。

二度目の倒産の意味について

二二年（一九七五年）前の抜き打ち会社更生法申請の時、「官制合理化」（司法の力をかりて組合つぶしをはかる、合理化をはかる）攻撃と位置づけて、「ひとりの首切りも許さない！ 合理化反対」のスローガンを掲げて、労働者主体の再建闘争を闘い抜いた。

労働運動の領域拡大（経営、資金、生産などの領域に労働組合として関わり、統制すること）の取り組みの中で、労働組合としての主体的力量を高め、「労働者が職場の主人公である」との方向を名実共に目ざしたといえる。

更生法申請から一五年目（一九九〇年一月）に終結を勝ち取り、そして六年経過して、今回の二度目の倒産・和議申立となった。

さて、今回の二度目の倒産の意味することを考えてみたい（一度目の倒産と比較しながら）。

一、更生法下の経験があるだけに、八月の企業問題の発生以降、「倒産を恐れないが、倒産を回避する」との取り組みに全力をあげた。

八月下旬から十一月二〇日までに会社が資金を調達できなかったために、組合が組合員に資金立て替え資金として投入した金額は約一億五〇〇〇万円にのぼった（それでも、賃金遅配・分割払いが四ヶ月連続して発生した）。

職場を存続させる、生きて生きる中で、企業問題の原因解明・解消をはかるという方針で全力をあげた。

しかし、会社としての資金調達がことごとく失敗する中で、一月二〇日議倒産に至った。しかし、この三ヶ月の苦悩に満ちた職場からの取り組みは、和議後の順調な再建に生かされ大いに力となった。

支部としての職場存続の熱意と執念は、関係方面から従来通り、否、従前以上の協力をして頂くことにつながった。

上級機関である本部、そして南地協、港合同の支援連帯、そして労働金庫の協力など。

特に、港合同の一月五日の時点での賃金を替え払い資金としての三二〇〇万円の協力は忘れてはならない出来事である。

立場をかえて考えてみたい。破産にいつかわるかわからない職場事情、職場消滅の危機にある職場状況、このことを知った上で、私たちの支部として同じような支援を支部の総意として実行する場合の困難さを思いうかべれば、非常に重い出来事である。

二、しかし、二度目の倒産のもたらした悪影響は予想以上に深刻であった。

得意先、仕入先、関係先の警戒心は非常に強いものがあつた。特に「手形問題」は周知のこととなつており、経営陣への根強い不信感があつた。

ゼロから再スタート、ゼロ以下の地点からの再建であつた。

様々な警戒心、根強い不信感をひとつずつ取り除いて、順調な再建の軌道へとせる力となつたのは、誤解を恐れずにいえば、労使一体となつて「入荷した品物は責任をもって返品する」との姿勢を対外的にキチンとアピールできたことである。

倒産直後の激減した受注が徐々に回復できたのは、困難に耐えながら、昼のみの生産、変則二直の体制を瞬発入れずに実行できたことにある。

三、今回は最初の倒産処理（一九七五年～一九九〇年）が終わり、そして六年たつて再び倒産したというような簡単なものでない。

一九九〇年の更生終結の条件（滞納した社会

保険料、退職金の長期分割)をひきずり、しかも、一九九二年からの赤字転落のツケを負い、六年続いた「手形問題」の処理などをかかえた倒産だということである。

倒産責任は会社にあることはいうまでもないが、労働組合としてこの和議倒産をいかにみづめるかという点は、再建斗争をすすめる上で避けて通れない問題である。

四、和議と更生法の違いをふまえた再建斗争の方針を確立し、実行してきたことに関わる問題がある。

違いの大きな点は、大雑把な言い方になるが和議の成否は、職場の自主裁量に大きくゆだねられていること、そして、時間的に勝負が早いことがある。後者についていえば、二三年前の更生法の時、更生法申請が四月、開始決定が七月、しかし、更生計画認可まで四年あった。ところが、和議は一年が勝負ということである。

前者についていえば、勝負が早いという事情を含めていえば、社内的な自浄力で一刻も早く再建への材料を事実としてつくらないといけないということになる。

昨年末の会社再建案(一二月一日)への対応のまとめは、「和議成立の中で職場存続、生活確保の道がある」「近々の第一ハードル・和議開始をのりこえるために黒字の実績をつくる必要がある」などの大局にたって行なった。

賃金カットなどの労働条件の切り下げを受け入れるという一歩後退の中で、困難に耐えながら団結を維持することで将来に向っての安定した職場づくりを目ざそうとの選択を行なったのである。

五、更生法直後の状況と比べれば、今回は素速く順調な再建の方向へ進むことができたといえる。二月、三月、四月、そして六月と経常利益の段階ではあるが黒字となった。

賃金カットなどの困難に耐えて、なおかつ目の色をかえて受注確保・生産に現場・事務所の垣根をこえて全社一丸となって努力した成果である。

更生法の時、一〇年間、黒字になった年がなかったことからすれば大きな違いである。

一九九七年度運動方針に即して

・支部の主体性の確立

一昨年の別組合結成に端を発した「港合同との関係いかん」という組織問題で一番問われたことは支部の主体性ということである。

企業問題の発生、和議倒産という事態の中で、このことを念頭においた取り組みを強化してきた。

職場はひとつであり、支部が社内全体の意志疎通と生活確保に向けて、苦労をひきうけ汗をかく姿勢を貫く努力をおこなってきた。昨年九月～一二月遅配の発生時の対応として、極力、協力会社の仲間、アルバイトの人達に迷惑をかけないよう全力をあげた。

対資本との関係で一線を引くという点については、企業問題の発生、和議倒産という通常でない事態、平時の労使関係と違う事態の中で心を砕いてきた。

一日が通常の一ヶ月、一年に等しいような凝縮した日々の中で、常に、会社サイドの情報などを把握し、職場存続・生活確保という一点に向けて、会社の対応・運営が誤らない判断をすることができるよう、労働組合としての主体的対応を行なってきた。

日々の入荷量チェック、生産の把握、経理の入出金のチェック、など従来以上の取り組みをしてきた。

和議下での泊まり、張りつけ体制を堅持し、困難に耐えて生産を確保するとの気概を労働組合の団結したあり様として示しえたことは、順調な再建への大きな力となった。

・地域連帯、南労会闘争勝利、すべての争議支援について

労働組合の基本のひとつが「助け合い」だ。

職場、地域などの闘いの中でもそのことは大切だ。南労会闘争も七年目に入った。労働者、労働組合の人格尊重、生活権重視の姿勢なくして、労働者診療所の再生がないことは自明である。

昼休み集会、定例ピラ撒き、定例デモ、二・二〇刑事弾圧公判の結集、など不十分な支援連帯しかできていないが、もてる力を発揮して取り組んだ。

・職場の安定・充実の取り組みについて

職場の安定・充実の取り組みは結果的には効を奏す

ることなく和議倒産という事態になった。

しかし、四年続きの赤字経営の中での組合の取り組みが企業問題の発生、和議下での厳しい状況の中で、職場存続への執念・熱意となって生かされることになった。

そして、もうひとつ、更生法下の経験が和議という倒産を冷静にみつめる材料として生かされたといえる。三二〇〇〇〜三三〇〇〇トン受注・生産で三〇〇〇トン採算ラインという会社目標について、受注減はあるものの「三〇〇〇トンで黒字」という点についてはとらあえずほぼ達成できた。

・組合のあり様、役員のあり様

一枚岩のように団結することの大切さを訴えてきた。企業問題の発生、和議倒産下という毎日が「戦争」のような日々の中で、まず執行部が意志疎通をはかり、泊まり、張りつけを率先して引き上げるなど奮闘してきた。

企業問題への対応、倒産処理に全精力をつぎこまざるを得ない中ではあったが、組合員の生活相談などにも不十分ながらも取り組んできた。

日常活動の強化が組合の団結強化につながるの考え方にたつて奮闘してきたところである。

企業問題への組合員の不安、倒産への怒り、焦だちを再建斗争への前向きな力へと結集することに全力をあげたが、局面的に、部分的に一致する対応という点では不十分さがあつた。

倒産という事態について十分な理解を求めるといふ点で指導力不足があつたことに反省が残つた。しかし、年が明けての必死の再建努力の中で、こうした問題についても解消されたといえるのではないだろうか。

この一年間で獲得してきたもの（主なもののみ）

・経済的なこと

九六冬一時金 一律三〇万円（未払いとして残る）
九七夏季手当 二五〇円

九七夏 ソーメン代にかわるものとして、

遅配・未払い賃金から九〇〇〇〇
円の支払い措置

・時間短縮

変則週休二日制の実施（一九九七年度から）

・要員補充について
新卒者二名の補充の実現

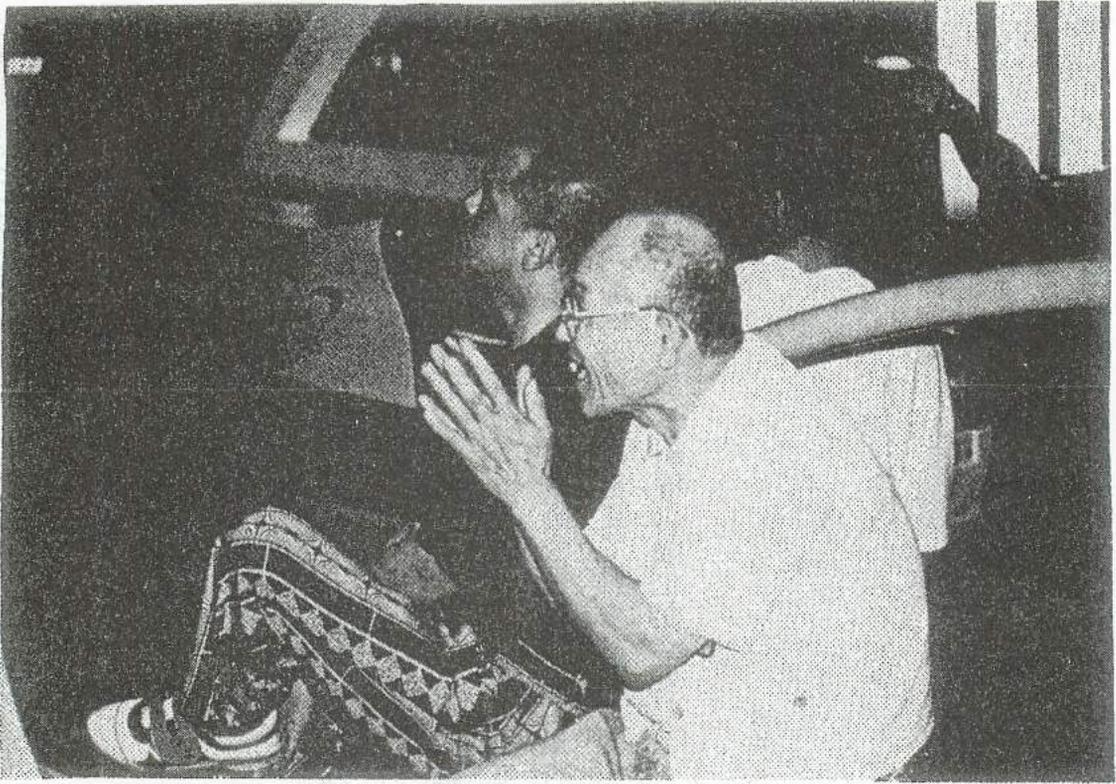
・その他の権利面

有給休暇積みたて制度（九六秋闘）

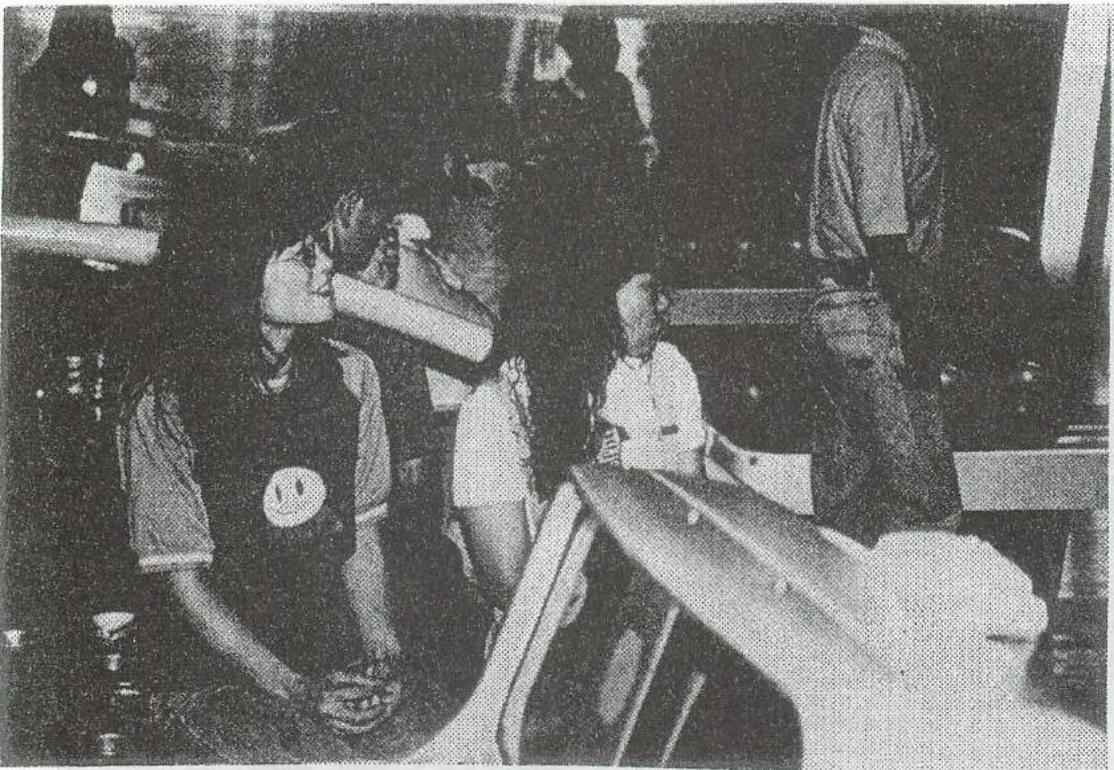
獲得してきたものという点でいえば、昨年一二月の会社の再建案をめぐる対応のまとめの中で、特に経済的なことでいえば一歩後退した現状に今もある。和議倒産下という厳しさを理解した上での労働組合としての主体的な選択であったが、労働組合としての基本的役割（生活と権利の向上）を踏まえて将来に向って一歩も、二歩も前進できる取り組みの強化が必要だ。



第10回新人研修会（1997年3月29日）



もちつき実行委 ボーリング大会（1997年7月13日）



（日92月8年7991）会務報入派回01第

専門部活動報告

① 教宣部

今年一年間、教宣部は、当初部会の中で確認された項目を一つずつ実行していくことが部員に課せられたことではありますが、今期は大会前後から累積赤字が表面化し、企業問題が発生し、当初企画していた部会など開けず現在に至っています。しかし、今期に入り久しく途絶えていた家族版「くみあい三〇号」を発行し組合員の御家族の我々に対する理解と協力を願った所です。

又、南労会斗争も本年で六年目を迎え長期化模様であります。月三々四回のピラ配布など積極的に取り組んで来ました。

又、反戦の闘いは、昨年の一〇・二二国際反戦デーは企業問題がピークのため取り組みが出来なかつたが、しかし本年の六・二三安保の戦いは支部教宣部として矢賀支部の中村委員長に沖繩の現況報告を願った所です。あります（六月四日反安保職場学習会）。

昨年一月二〇日の和議倒産の中で部員の減少がありました。来期は部員増を計り会社再建斗争の一翼を荷なう教宣部として頑張る決意であります。最後に教宣部としてこの一年間御苦勞をかけた部員の皆さんに心よりお礼申しあげます。

② 組織調査部

支部規約の中で次の五項目が決められている

- ① 労働条件調査に関する資料の収集及び統計を作成。
 - ② 生活実態、各種世論調査及び、企業調査、その他必要な調査、その資料の発表。
 - ③ 支部内の組織強化につながる活動。
 - ④ 未組織労働者、争議支部、弾圧支部などの連携、交流のための活動。
 - ⑤ 調査に必要な他組合、調査機関との連携。
- など専門部細則第五条で果たす計画がありますが今期は、企業問題が発生し、執行部になつたと同時に企業

問題にかかりっきりの状況に陥った。そんな中で日常的に活動が出来たのは南労会闘争支援昼休み集会の動員点検。

又、南労会二・二〇裁判の月一回の傍聴、一二月二〇日以降の支部泊まり体制、休日の日の昼張付け体制の各職場人員のチェック等々。

私自身はじめての活動であり支部規約通り果たせなかつたことを肝に命じ、今後日常的に運動の前進を凶つていく決意です。

協力願った部員の皆さんに感謝します。

③ 文化体育部

支部規約専門部細則に基づいて活動を行なつた。

文化活動に関する外部団体の連携、各種サークル育成強化、その他運動文化に関すること。

今年も文体部独自の催しとして七月一九日和歌山県大引海水浴場を企画しました。参加者三二名と多く楽しい一時を過ごしました。

大阪垂鉛にとって今は最悪な時です。昨年倒産、和議張付け、泊り込み、など長期の悪化その他深刻な

問題をかかえ不安定な最中に少しでも働く者の気持がほぐれ皆で楽しく一日を過ごして気分一心して組合員全員が仲よく、一人一人が協力し合つて早く回復に向うよう願っております。

五月には武田尾ハイキング、七月にはボーリングと、地域交流団結もちつき実行委員会の行事に参加するなど、去年にひきつづき自分には重い役も、他の執行部組合員の皆様方に支えられながらやって来ました。

これからも自分に出来ることで一生懸命今まで以上に頑張つていきたいと思ひます。

文体部長（関）

④ 厚生部

【大阪労働金庫】

夏、冬、一時金預金運動は取り組めなかつた。日常的な運動としては、公共料金などの自動振込みが数多く増えた程度で、エース預金は一部払出しが非常に多く何のための定期預金かわからなくなつてきていることは残念であり、今後この有利なエース預金の理解を家族の方と一緒に考えていきたいものです。

特に和議倒産による色々ななかたちでの不渡り処理について労金本部も含めた協力には支部総体として感謝し、労金運動としてとらまえた組合員全体のお礼の運動をするべきであると思います。

【全労済】

アシスト（セット共済）の生命交通共済は月掛一八一五円で交通事故死亡一三〇〇万円。

火災共済は木造月掛六円、鉄筋月掛三五円で一〇万円
の保証と他民間保険と比較しても優利です。ちなみに今期の支部で支払を受けた総額は一四一四二五〇円でした。

【MMU医療共済（全国金属機械労働組合）】

支部として一口加入そして個人で月掛千円加入しますと前述の全労済は病氣入院は給付されませんが、MMUは全てに給付される良い制度です。

今後とも組合員、家族ともども安心の一つとして加入しようではありませんか

今期の支部給付合計は一六七一五〇〇円でありました。

お金のこと、いのちのこと、などなど色々な心配ごと、悩みごと、秘密で相談を受けます。

⑤ 青年婦人部

数年間続いた赤字経営に一段と厳しさを増し、悪化を辿る一方の昨年一月二〇日に会社倒産和議申請に至った。不安を抱えながら新しい年を越えた一月一八日港区港晴の木曾谷に於いて新年会を行いました。

暗い気持ちを吹き飛ばす勢いで二次会のカラオケで自慢の喉を競いあつた。

そして、六月六日朝から激しい雨が降る中、兵庫県山崎の菖蒲園に行きました。着いた頃には絶好の行楽日和となり色鮮やかな花見の後、川端で焼肉宴会を行いました。楽しい一日を過ごしました。

青婦部長として何をすればよいのか分からないまま一年が過ぎ、其の間六名の部員が退職されました。

厳しさはまだまだ続きますが皆さんで力を合わせ明日に夢と希望を持てるよう頑張りましょう。協力ありがとうございました。

統制委員会報告

「受けた支援は運動でかえす」この基本理念が労働運動の中で最も大事なことであると考えます。

二度目の倒産になった九六年十一月前の八月〜一〇月の企業問題での緊迫した日々の中で経済的支援、そして対コムソン対策などに上部機関、地域から多大な支援を受けている。この支援にどうお礼をするのかというと連日の南労会昼休み動員、そして二・二〇大弾圧に抗する南労会支援、月一回集会とデモ等に支部として最大限の取り組みをする。即ち組合員全員の一致団結した動員体制がどのぐらい、組めるかによるものと考えます。

思うに「権利は主張するが義務は個々人にとってしんどいことなので若干放棄気味？」では「受けた支援を運動でおかえしする」という理念から大きく逸脱してしまうことになります。

今期の最大の行事であります五月一日メーデーの参加状況は無届者は無く、理由の正当な事前届出者五名の不参加にとどまった事は、良い経過と統制委員会は判断しました。

和議倒産下のなかで今後も予測しがたい緊急な動員体制による我々の職場を守る闘いがあるかもしれない今日今頃、組合員各自のモラルある行動をお願いする次第であります。

③ 青年部人選

泊まり・張付け日誌

一二月

二〇日(水) 夜 高野 濱野 百瀬 関 末永 谷本 山岡
大塚

二二日(木) 昼 大塚 関 谷本

二二日(木) 夜 百瀬 山岡 関 大塚 高階 松本 敏

二三日(金) 昼 大塚 関 谷本

二三日(金) 夜 高野 濱野 谷本 末永 岡本 一村上
松本 秋田

二三日(土) 昼 高野 濱野 百瀬 末永 谷本 松本 陽

増田 木村 松本 岡本 登

二三日(土) 夜 百瀬 山岡 大塚 関 森 松本 敏 奥山
今田 中江 秋

二四日(日) 昼 百瀬 山岡 関 大塚 又木 奥山 丸谷

辻 大向

二四日(日) 夜 濱野 谷本 西垣 中村 義 村井

二五日(月) 昼 関 大塚 谷本

二五日(月) 夜 関 大塚 大向 松本 敏 尾上 村井

二六日(火) 夜 百瀬 山岡 増田 真鍋 寺岡
二七日(水) 夜 濱野 谷本 深道 磯部 中野
二八日(木) 昼 山岡 関
二八日(木) 夜 関 末永 岡田 山上 武 真鍋
二九日(金) 夜 百瀬 谷本 村雲 米須
三〇日(土) 夜 濱野 谷本 松本 陽 安田 秋田

一二月

一日(日) 昼 高野 末永 山本 竹本 田中

一日(日) 夜 関 大塚

二日(月) 夜 百瀬 山岡

三日(火) 夜 濱野 谷本

四日(水) 夜 関 末永

五日(木) 夜 百瀬 山岡

六日(金) 夜 濱野 谷本

七日(土) 昼 高野 川瀬 深道 七村 上千

七日(土) 夜 関 末永

八日(日) 昼 山岡 高島 平川 山上 恵

八日(日) 夜 百瀬 大塚

九日(月) 夜 濱野 谷本

一〇日(火)夜 関 百瀬
 一日(水)夜 山岡 大塚
 二日(木)夜 濱野 谷本
 三日(金)夜 関
 四日(土)夜 百瀬 山岡

五日(日) 昼末永 樋口 渡辺多 山口
 五日(日) 夜 濱野 谷本
 六日(月) 夜 関
 七日(火) 夜 百瀬 山岡
 八日(水) 夜 濱野
 九日(木) 夜 谷本
 十日(金) 夜 百瀬
 十一日(土) 夜 山岡

十二日(日) 昼 有川 宮本 大塚
 十三日(日) 夜 谷本
 十四日(月) 昼 林末永 大井
 十五日(月) 夜 関
 十六日(火) 夜 百瀬
 十七日(水) 夜 山岡
 十八日(木) 夜 濱野

十七日(金) 夜 谷本
 十八日(土) 夜 百瀬 関

十九日(日) 昼 百瀬 馬場 松本敏
 二十日(日) 夜 濱野 山岡
 二十一日(月) 昼 高野 上川 畑 本田
 二十二日(月) 夜 谷本 関
 二十三日(火) 昼 高野 関 前川 田中
 二十四日(火) 夜 大塚 末永

一九九七年

一月

一日(水) 昼 末永 奥 中川
 二日(水) 夜 百瀬 山岡
 三日(木) 昼 濱野 百瀬 木村春 増田 松本陽
 四日(木) 夜 谷本 関
 五日(金) 昼 大塚 松本 勇都
 六日(金) 夜 末永
 七日(土) 昼 百瀬 島田 板井
 八日(土) 夜 濱野 山岡

五日(日) 昼 関八木

五日(日) 夜 谷本

六日(月) 夜 百瀬

七日(火) 夜 山岡

八日(水) 夜 濱野

九日(木) 夜 谷本

一〇日(金) 夜 関

一日(土) 昼 高野 尾上

一日(土) 夜 谷本

二日(日) 昼 百瀬 岩本

二日(日) 夜 大塚

三日(月) 夜 関

四日(火) 夜 末永

五日(水) 昼 濱野 松本陽

五日(水) 夜 谷本

六日(木) 夜 関

七日(金) 夜 濱野

八日(土) 夜 山岡

九日(日) 昼 大塚

一九日(日) 夜 谷本

二〇日(月) 夜 関

二一日(火) 夜 百瀬

二二日(水) 夜 山岡

二三日(木) 夜 谷本

二四日(金) 夜 末永

二五日(土) 昼 濱野 松本秀

二五日(土) 夜 大塚

二六日(日) 昼 高野 酒井

二六日(日) 夜 谷本

二七日(月) 夜 関

二八日(火) 夜 百瀬

二九日(水) 夜 濱野

三〇日(木) 夜 山岡

三一日(金) 夜 末永

二月

一日(土) 昼 百瀬 朴

一日(土) 夜 大塚

二日(日) 昼 関岡本登
 二日(日) 夜 百瀬
 三日(月) 夜 谷本
 四日(火) 夜 濱野
 五日(水) 夜 百瀬
 六日(木) 夜 山岡
 七日(金) 夜 谷本
 八日(土) 昼 関安田
 八日(土) 夜 大塚
 九日(日) 昼 谷本村井
 九日(日) 夜 濱野
 一〇日(月) 夜 百瀬
 一日(火) 昼 山岡末原
 一日(火) 夜 大塚
 二日(水) 夜 濱野
 三日(木) 夜 谷本
 四日(金) 夜 大塚
 五日(土) 夜 百瀬
 六日(日) 昼 大塚酒井
 六日(日) 夜 谷本

一七日(月) 夜 関
 一八日(火) 夜 濱野
 一九日(水) 夜 山岡
 二〇日(木) 夜 関
 二一日(金) 夜 末永
 二二日(土) 昼 谷本増田
 二二日(土) 夜 大塚
 二三日(日) 昼 山岡
 二三日(日) 夜 百瀬
 二四日(月) 夜 関
 二五日(火) 夜 末永
 二六日(水) 夜 濱野
 二七日(木) 夜 大塚
 二八日(金) 夜 百瀬
 二三月
 一日(土) 昼 関日生
 一日(土) 夜 末永
 二日(日) 昼 濱野

二日(日)夜山岡

三日(月)夜谷本

四日(火)夜濱野

五日(水)夜関

六日(木)夜百瀬

七日(金)夜末永

八日(土)昼山岡 高階

八日(土)夜谷本

九日(日)昼谷本

九日(日)夜大塚 岡田

一〇日(月)夜関

二日(火)夜山岡

二日(水)夜谷本 中村

三日(木)夜百瀬

四日(金)夜濱野 北川

五日(土)昼谷本 高曲

五日(土)夜大塚

六日(日)昼末永 竹本

六日(日)夜関

七日(月)夜百瀬

一八日(火)夜山岡

一九日(水)夜濱野

二〇日(木)夜百瀬

二一日(金)夜谷本

二二日(土)昼関 松本陽

二二日(土)夜大塚

二三日(日)昼末永 岡田

二三日(日)夜末永

二四日(月)夜関

二五日(火)夜山岡

二六日(水)夜濱野

二七日(木)夜百瀬

二八日(金)夜大塚

二九日(土)昼奥 山上武

二九日(土)夜増田 百瀬文

三〇日(日)夜関

三〇日(日)昼酒井

三一日(月)夜山岡

三二日(月)夜関

四月

五月

一廿日(日)夜百瀨
一廿一日(日)夜百瀨

一廿二日(日)夜百瀨

一廿三日(日)夜百瀨

一廿四日(日)夜百瀨

一廿五日(日)夜百瀨

一廿六日(日)夜百瀨

一廿七日(日)夜百瀨

一廿八日(日)夜百瀨

一廿九日(日)夜百瀨

一三十日(日)夜百瀨

一三十一日(日)夜百瀨

一三十二日(日)夜百瀨

一三十三日(日)夜百瀨

一三十四日(日)夜百瀨

一三十五日(日)夜百瀨

一三十六日(日)夜百瀨

一三十七日(日)夜百瀨

一三十八日(日)夜百瀨

一三十九日(日)夜百瀨

一四十日(日)夜百瀨

一四十一日(日)夜百瀨

一四十二日(日)夜百瀨

一四十三日(日)夜百瀨

一四十四日(日)夜百瀨

一四十五日(日)夜百瀨

一四十六日(日)夜百瀨

一四十七日(日)夜百瀨

一四十八日(日)夜百瀨

一四十九日(日)夜百瀨

一五十日(日)夜百瀨

一五十一日(日)夜百瀨

一五十二日(日)夜百瀨

一五十三日(日)夜百瀨

一五十四日(日)夜百瀨

一五十五日(日)夜百瀨

一五十六日(日)夜百瀨

一五十七日(日)夜百瀨

一五十八日(日)夜百瀨

一五十九日(日)夜百瀨

一六十日(日)夜百瀨

一六十一日(日)夜百瀨

一六十二日(日)夜百瀨

一六十三日(日)夜百瀨

一六十四日(日)夜百瀨

一日(火) 夜濱野
 二日(水) 夜百瀬
 三日(木) 夜谷本
 四日(金) 夜関
 五日(土) 昼末永 中川
 五日(土) 夜大塚
 六日(日) 昼濱野 上川畑
 六日(日) 夜谷本
 七日(月) 夜山岡
 八日(火) 夜濱野
 九日(水) 夜関
 一〇日(木) 夜百瀬
 一日(金) 夜谷本
 二日(土) 昼高野 岡田
 二日(土) 夜大塚
 三日(日) 昼山岡
 三日(日) 夜末永
 四日(月) 夜関
 五日(火) 夜百瀬

一六日(水) 夜谷本
 一七日(木) 夜末永
 一八日(金) 夜濱野
 一九日(土) 昼高野 松本ヒ
 一九日(土) 夜山岡

二〇日(日) 昼関 松本陽
 二〇日(日) 夜大塚
 二一日(月) 夜百瀬
 二二日(火) 夜谷本
 二三日(水) 夜山岡
 二四日(木) 夜関
 二五日(金) 夜末永
 二六日(土) 昼高野 高島
 二六日(土) 夜濱野

二七日(日) 昼百瀬 木村春
 二七日(日) 夜百瀬
 二八日(月) 夜関
 二九日(火) 昼高野 松本陽
 二九日(火) 夜大塚
 三〇日(水) 夜末永

二八日(水)夜谷本
 二九日(木)夜百瀬
 三〇日(金)夜谷本
 三一日(土)昼高野 戸高
 三二日(土)夜関

六月

一日(日)昼濱野
 一日(日)夜山岡
 二日(月)夜大塚
 三日(火)夜関
 四日(水)夜百瀬
 五日(木)夜末永
 六日(金)昼山岡 酒井
 六日(金)夜谷本
 七日(土)昼濱野
 七日(土)夜大塚

八日(日)昼百瀬
 八日(日)夜関
 九日(月)夜高野

一〇日(火)夜谷本
 一一日(水)夜末永
 一二日(木)夜濱野
 一三日(金)夜百瀬
 一四日(土)昼高野 松本陽
 一四日(土)夜山岡

一五日(日)昼大塚 山上武
 一五日(日)夜末永
 一六日(月)夜関
 一七日(火)夜谷本
 一八日(水)夜濱野
 一九日(木)夜山岡
 二〇日(金)夜松本 増田
 二一日(土)昼高野
 二一日(土)夜大塚

二二日(日)昼谷本 酒井
 二二日(日)夜百瀬
 二三日(月)夜関
 二四日(火)夜濱野
 二五日(水)夜山岡

二六日(木)夜末永

二七日(金)夜谷本

二八日(土)昼百瀬

二八日(土)夜大塚

二九日(日)昼高野 中村義

二九日(日)夜関

三〇日(月)夜谷本

七月

一日(火)夜大塚

二日(水)夜山岡

三日(木)夜百瀬

四日(金)夜末永

五日(土)昼高野 岡田

五日(土)夜谷本

六日(日)昼山岡 大向

六日(日)夜関

七日(月)夜濱野

八日(火)夜百瀬

九日(水)夜末永

一〇日(木)夜谷本

一日(金)夜濱野

二日(土)昼高野

二日(土)夜大塚

三日(日)昼関 酒井

三日(日)夜山岡

四日(月)夜百瀬

五日(火)夜末永

六日(水)夜谷本

七日(木)夜濱野

八日(金)夜大塚

九日(土)昼末永

九日(土)夜関

二〇日(日)昼山岡

二〇日(日)夜百瀬

二一日(月)昼濱野 松本陽

二一日(月)夜谷本

一九九七年度役員

(支部役員)

■執行部

委員長

高野

文夫

副委員長

濱野

隆規

書記長

百瀬

彰

財政

末永

勘一

厚生(兼任)

濱野

隆規

厚生

山岡

金衛

教宣

山岡

金衛

組織

谷本

次男

文体

関

光雄

青婦

大塚

希文

■会計監査

出雲

弘毅(退社)

久木田

欣三

■年間議長

藤村

利政

綾野

之治

■職場委員

二〇 職場委員長 山岡 松本

敏幸

職場副委員長 磯部

昭

一六日(土) 関 松本

敏幸

一八日(金) 奥山

武志

一八日(金) 大向

晴彦

一八日(木) 渡辺

春二

一六日(木) 今田

成一(退社)

一五日(土) 寺岡

博

一四日(日) 安村

広典

一三日(日) 吉崎

文伸

一三日(日) 田中

カツヨ(退社)

工検事

隆子

二二日(土) 磯部

昭

二二日(土) 松本

陽

■選挙管理委員会

委員長 田畑

繁

事務局 宮本

一江

委員

村井 紀善

野見山 忠生

木村 春子

森 一正

■統制委員会

委員長

浜野 隆規

副委員長

末永 勘一

事務局

百瀬 彰

委員

大向 春二

委員(女性)

寺岡 広典

職人議員

田中 隆子

職人議員

八木 隆子

■労金推進委員会

委員長

高野 文夫

事務局

浜野 隆規

委員

百瀬 彰

末永 勘一

山岡 金衛

松本 敏幸

出雲 弘毅(退社)

■教宣部

部長

山岡 金衛

副部長

大塚 希文

高曲 邦男

川瀬 恵吾

又木 福恵

吉崎 カツヨ(退社)

木村 恭子

馬場 淑江

西垣 孝喜

■組織部

部長

谷本 次男

副部長

百瀬 彰

今田 博

藤田 隆司

樋口 勝弘

米須 清一

松本 陽

■文体部

部長

関 光雄

副部長

濱野 隆規

増田 省吾

松本 ヒナ子

八木 仁紀子

青婦部

青婦対策部長

大塚 希文

青年部長

松本 陽

婦人部長

八木 仁紀子

婦人副部長

又木 福恵

委員(会計)

丸谷 政代

委員

竹本 和子

工場安全衛生委員会

委員長

浜野 隆規

委員

百瀬 彰

委員

関 光雄

委員

谷本 次男

委員

松本 敏幸

委員

奥山 晴彦

委員

今田 博

委員

松本 陽

体育文化委員会

百瀬 彰

関 光雄

大塚 希文

松本 敏幸

バス運行委員

末永 勘一

関本 光雄

給食委員

大塚 希文

山岡 金衛

(対外関係)

吉岡 政代

又木 福恵

金属機械南地協幹事

高野 高野

高野 文夫

労金大正支店推進委員

大塚 希文

一九九八年度運動方針案

1、労働者主体の職場再建闘争をひきつぎ、

二度目の倒産・和議下で

団結確保、生活確保・向上の闘いを強めよう

和議の成立・遂行の上で、まだまだ難関が存在する。

一月六日の債権者集会、和議認可、そして和議遂行というハードルが存在する。

二度目の倒産・和議という厳しい現実を労働組合の立場から十分に理解し、これに立ち向かう闘いが重要であることはいうまでもない。しかし、ともすれば、会社が和議倒産に至った経営責任をいつしか忘れ、和議を「錦の旗」にして労働組合・労働者にのみ安易に犠牲をおしつけようとする傾向については排除しなければならぬ。

さて、二度目の倒産・和議下で生活確保・向上をかちとっていくためにやるべき課題は多い。

まず第一に、和議下での職場再建をすすめる上で、労働組合の団結強化こそが必要不可欠だということである。昨年来の賃金遅配、賃金カットなどによって二

〇名近い組合員の退社、定年者・嘱託者の退社と組合員の減少が続いている。

職場の若返り、後継者の育成というこの間の継続した取り組みを強化し、厳しさ・苦しさの中でも魅力ある職場づくり、定着できる職場づくりにこそ全力を集中すべきである。

労働組合が団結を強化し、困難をひきうけて社内全体の強調をはかっていくことによつてはじめて達成できる課題である。

第二に、労働組合・労働者の人格・生活を尊重する会社経営陣の確立が大切だ。いくら現場で汗水流して奮闘しても、これを無にするような会社経営陣のあり様は「まっぴらごめんだ」ということである。働く者の苦勞が報われる経営陣の確立が必要である。二度目の倒産による会社の信用失墜の回復のためにも、経営陣の刷新が求められるところである。

そして第三に、継続した「改革」によつて、更に安定した黒字採算体制をつくることだ。会社に責任をもつて「改革」の考え方を提出させながら、労働組合は

労働組合としての立場から対抗的にモラル向上と連帯の立場からの取り組みを強めなければならない。

「改革」は労働組合の提起であれ、会社の提起であれ、具体的・実施にあたって全体の理解と了解が必要であることはいうまでもない。なぜなら「改革」には痛みがともなうからであり、困難のない「改革」はないからである。それ以上に「改革」が真に実りあるものになるためには全体の納得が必要であるからである。生活確保・向上のために継続した「改革」の取り組みを強めよう。

2、反戦平和、労働法改悪反対・争議支援……

地域連帯、社会的課題、政治的課題の

取り組みを強めよう

和議下という状況の中で、職場がひとつになり、職場の中で闘いを強化することが第一番である。しかし、同時に、働くものの社会的、政治的地位の向上のために、地域に目を向け、そして、社会的、あるいは政治的問題の取り組みが必要である。

反戦平和の問題では、この秋に日本防衛協力の為の指針―ガイドラインの見直しによって、条約改訂なき

日米安保体制の再定義が行なわれようとしている。戦争の道が大きく準備されようとしている。「輸送・補給・通信等の後方支援」「米軍による自衛隊施設、民間空港、港湾の使用」「非戦闘員の退避活動」など身近なところでキナ臭い動きが始まるようとしている。

また、「規制緩和」の大合唱の中で、労働保護法の全面改悪の動きが目白押しである。徹底した能力主義、競争原理の奨励、などつまるところ総人件費抑制攻撃である。そして、労働者の団結する基盤そのものを掘り崩そうという極めて危険なものだ。

さて、労働組合の原点はたすけあいである。「万人は一人のために。一人は万人のために」である。

争議支援をわがこととしてとらえ、南労会争議勝利、二・二〇刑事弾圧糾弾をはじめすべての争議勝利をめざそう。

いうまでもなく、和議下の再建闘争も、社会の平和がなければその存立すらなくなる。労働法の改悪を座視するだけであれば、その悪影響は職場にも及ぶ。助けあいと連帯の輪のひらがり、和議下の再建闘争の前進に寄与すると確信する。

職場から、政治的、社会的な課題への取り組みを強めよう！

3、組合活動のあり様、役員のある方について

昨年度の運動方針でも次のように触れた。

第一点は、組合役員は各々顔が違うように思想、信条の違い・意見の違いがあるが、ある問題で討議を尽して決定されれば、その決まった方針で一致して役員が団結することが大切だということである。

「執行部がまず一枚岩のように団結しよう」と繰り返し確認してきたが、このことをさして言ってきたのである。

第二点は、日常活動の強化が必要だということだ。団結の強化とは、言葉や文章の問題でなく日常の運動や労働を通じて労働者同士がお互いに心を通じ合い、助け合うこと。役員や活動家は、常に組合員の立場や境遇を把握し、適切な世話役活動や指導が出来る体制をもち、それを日常実行することから、労働者同士、役員、活動家と一般組合員の信頼関係が作られることから出発しなければならない。

機関の討議の充実、各専門部活動などの活発化などを通じてこうしたあり方の実現の方向を旨とす。

昨年は、「職場消滅か否か」というギリギリの状況

の中で、執行部がまず、ひとつにまとまって「ダンゴになって動いた」というのが実態であり、十分な日常活動、各専門部活動については不十分であった。従って、その反省の上に立って、今年は、和議という現実を踏まえ、それに見合った、それにふさわしい日常生活の強化をめざしたい。

さて、最後に四〇周年記念の取り組みについて触れる。昨年も四〇周年の取り組みを運動方針にしたが、企業問題・倒産によって実現ができなかった。今年は和議の状況等を判断して、何らかの取り組みができるようであれば実施する。

● 1998年度 第40期予算

収 入	金 額	備 考
組 合 費	6,400,000	53万×8ヶ月=424万 54万×4ヶ月=216万
雑 収 入	150,000	
労 金 労 災	400,000	
前 期 繰 越	842,868	
合 計	7,792,868	

支 出 科 目	39 実績	40期年間予算	備 考
団体加盟費	1,200,000	1,200,000	本部費900,000 南120,000 港180,000
対 外	769,395	900,000	
委 員 会	112,871	150,000	
書 記 局	146,915	150,000	
財 政	17,565	50,000	
厚 生	115,460	150,000	記念品1人1,000円
教 宣	574,253	550,000	
組 織	320,466	350,000	
青 婦	46,630	100,000	
文 体	189,057	200,000	
事務用品	315,620	350,000	
電 話 代	198,029	200,000	
メ ー デー	126,437	100,000	弁当代一人1,000円
定期大会	175,274	150,000	弁当代一人1,000円
新人研修費	218,166	200,000	
機 器 積 立	500,000	600,000	月50,000
共 闘	672,000	672,000	月56,000
救 援	400,000	300,000	月25,000
リ ー ス	221,268	230,000	
雑 費	1,960,425	1000,000	
予 備 費		190,868	
総 合 計		7,792,868	

スローガン

- 2度目の倒産・和議に職場の団結で立ちむかおう
団結権確保、労働者主体の職場再建闘争の更なる前進を！

- 職場に岩を！地域に連帯を！

- 闘う労働運動の強化・拡大を！

- 反戦平和・反核・反安保の闘いを全国的に展開しよう！
沖縄と連帯し、反基地・反戦の闘いを強めよう。
大阪港への軍艦の入・出港を糾弾しよう。

- 国鉄労働組合に対する国の不当労働行為を糾弾しよう！

- 憲法改悪、すべての反動立法を弾劾しよう！
労働保護法の改悪絶対反対！

- 日米安保体制糾弾、自衛隊の海外派兵を阻止しよう！

- 争議支部と共闘し、未組織労働者の組織化を図ろう！

- 2. 20 刑事弾圧糾弾、南労会闘争のを完全勝利を闘いとうろう！

- 護憲・平和と民主主義の確立、統一闘争の強化と金属機械の拡大、
機械金属労働者の連帯を！！